

# 熊本県国民健康保険運営方針

平成30年3月

熊 本 県



## 目 次

## はじめに

1	熊本県国民健康保険運営方針の策定目的	1
2	策定の根拠規定	1
3	対象期間、検証・見直し	1
4	県が定める各種計画との整合性	1

## 第1章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

1	医療費の動向と将来の見通し	2
(1)	医療費の動向	2
(2)	被保険者数の状況	3
(3)	国民健康保険財政の現状	4
(4)	将来の見通し	5
2	財政収支の考え方	6
(1)	保険料(税)の賦課の考え方	6
(2)	赤字解消・削減の取組み、目標年度等	6
(3)	国保財政安定化支援事業の取扱い	6
3	財政安定化基金の運用	6
(1)	市町村に対する貸付け	7
(2)	市町村に対する交付	7
(3)	県に対する貸付け(県による基金の取崩し)	7
(4)	特例基金	7
4	P D C A サイクルの実施	8

## 第2章 市町村における保険料(税)の標準的な算定方法等

1	現状	9
(1)	保険料(税)算定方式	9
(2)	賦課割合	9
(3)	賦課限度額	10
2	標準的な保険料(税)算定方式	10
(1)	納付金の算定方式	10
(2)	市町村標準保険料率の算定方式	10
3	保険料水準の激変緩和措置	11
(1)	国の調整交付金(暫定措置分)及び県繰入金の活用	11
(2)	特例基金の活用(平成30~35年度)(再掲)	11
(3)	納付金の算定方法の設定(係数 $\alpha$ 、 $\beta$ の調整)	11
4	保険料水準の下限割合の設定	11
5	保険料水準の統一の考え方	11

## 第3章 市町村における保険料(税)の徴収の適正な実施

1	現状	13
(1)	保険料(税)収納率の推移	13
(2)	口座振替世帯割合の推移	14

(3) 収納対策の実施状況	14
2 収納率向上対策	14
(1) 目標収納率の設定	14
(2) 収納率向上の取組みに対する市町村のインセンティブの確保	15
(3) 市町村収納担当職員に対する研修の実施等	15
(4) 滞納整理マニュアルの策定	15
(5) 多重債務者相談事業の実施	16
(6) 広報の実施	16
第4章 市町村における保険給付の適正な実施	
1 現状	17
(1) レセプト点検の実施状況	17
(2) 医療保険と介護保険の突合情報を活用したレセプト点検の実施状況	17
(3) 第三者行為求償の実施状況	17
(4) 高額療養費の支給に関する申請の勧奨状況	18
2 県による保険給付の点検、事後調整等	18
(1) 県による保険給付の点検、事後調整	18
(2) 保険医療機関等による大規模な不正が発覚した場合の不正利得等の回収	18
(3) 柔道整復施術所による大規模な不正が発覚した場合の不正利得等の回収	18
3 療養費の支給の適正化	19
(1) 海外療養費審査事務の共同実施	19
(2) 柔道整復施術療養費に係る審査支払事務の標準化	19
(3) あん摩・マッサージ・指圧師及びはり師・きゅう師の施術に係る療養費の支給に関する手引きの作成	19
4 レセプト点検の充実強化	19
(1) 2次点検の充実強化	19
(2) 医療保険と介護保険の突合情報を活用した効率的な点検の促進	20
5 第三者行為求償や過誤調整等の取組み強化	20
(1) 評価指標に基づく取組みへの支援	20
(2) 第三者行為求償事務アドバイザーの活用	20
(3) 損害保険関係団体との連携の強化	20
(4) 被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金の保険者間調整の普及促進	20
6 高額療養費の多数回該当の取扱い	20
(1) 世帯の継続性の判定	21
(2) 高額療養費の計算方法	21
(3) 高額療養費の支給申請勧奨事務の実施	21
(4) 広報の実施	21
第5章 医療費の適正化の取組み	
1 現状	22
(1) 特定健康診査・特定保健指導の実施状況	22
(2) 後発医薬品の使用状況	23
(3) 後発医薬品差額通知の実施状況	23
(4) 重複・頻回受診者、重複服薬者への訪問指導の実施状況	24

(5) 糖尿病性腎症の重症化予防事業の実施状況	24
2 医療費の適正化に向けた取組み	25
(1) 医療費の適正化に向けた取組みに対する市町村のインセンティブの確保	25
(2) 取組みが進んでいる市町村の事例の情報提供等を通じた好事例の横展開	25
(3) 市町村に対する定期的・計画的な助言の実施	25
(4) 医療費の適正化に向けた取組みの共同実施	25
(5) 糖尿病性腎症重症化予防の取組み	25
(6) 市町村保健事業担当職員に対する研修の実施	25
第6章 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進	
1 広域的及び効率的な運営の推進に向けた取組み	26
(1) 市町村事務の標準化	26
(2) 広域的な事務の実施による効率化	27
第7章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携	
1 保健医療サービス・福祉サービス等との連携	28
(1) 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みとの連携	28
(2) 特定健康診査とがん検診との連携	28
(3) その他の施策との連携	28
第8章 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他の事項	
1 市町村との連絡体制	29
2 研修及び広報の実施	29
(1) 研修の実施	29
(2) 広報の実施	29
3 市町村のインセンティブの確保	29
参考資料	
1 参照条文	30
2 用語解説	33
3 統計数値	39
4 その他	53



## はじめに

### 1 熊本県国民健康保険運営方針の策定目的

市町村が運営する国民健康保険（以下「国保」という。）は、被用者保険に加入する人等を除く全ての人を被保険者とする公的医療保険制度であり、国民皆保険の最後の砦とも言えるものです。

しかし、国保は、高齢者や低所得者の加入割合が高く、医療費水準も高いことから、財政基盤が脆弱であり、また、市町村単位で運営されていることから、小規模な市町村では財政運営が不安定になるリスクがあるなど、構造的な課題を抱えています。

このような中、持続可能な医療保険制度を構築し、将来にわたり国民皆保険を堅持するため、国民健康保険法の一部改正が行われ、国保に対する公費による財政支援の拡充が行われるとともに、平成30年度からは、県と市町村が共同して国保の運営を行うこととなりました。

県は、国保の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図る一方、市町村は、資格管理、保険給付、保険料(税)の賦課徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かな事業を引き続き担うこととなります。

新制度において、県と県内市町村が一体となって、国保の事業運営を共通認識の下で実施するとともに、市町村の事務の広域化や効率化を推進することができるよう、県と市町村が国保を共同運営するための統一的な方針として、「熊本県国民健康保険運営方針」（以下「運営方針」という。）を定めるものです。

### 2 策定の根拠規定

この運営方針は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）附則第7条の規定に基づき、同法第4条による改正後の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の2の規定の例により、県が定めます。

### 3 対象期間、検証・見直し

平成30年4月1日から平成33年3月31日までとします。

また、運営方針は3年ごとに検証、見直しを行います。

### 4 県が定める各種計画との整合性

「熊本県保健医療計画」、「熊本県における医療費の見通しに関する計画」、「くまもと21ヘルスプラン(熊本県健康増進計画)」、「熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画」、「医療介護総合確保促進法に基づく県計画」及び「熊本県障がい福祉計画」との整合を図ります。

第1章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

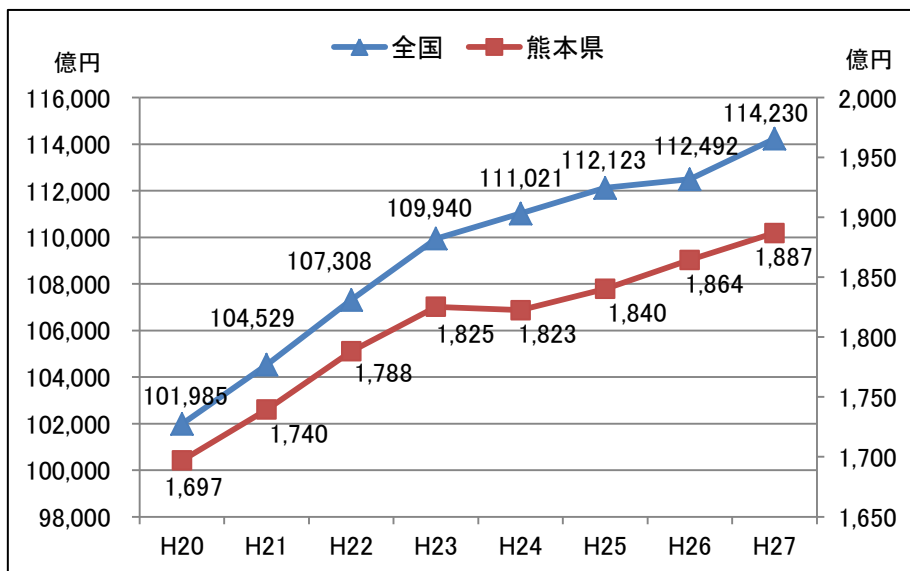
1 医療費の動向と将来の見通し

(1) 医療費の動向

本県の国保における平成27年度の医療費総額は約1,887億円となっており、平成20年度と比較すると、約190億円増加しています。

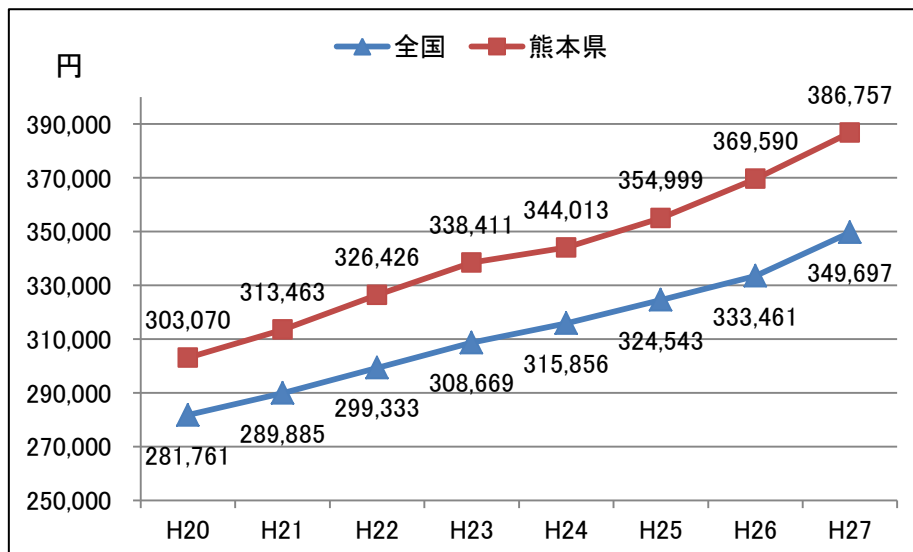
一人当たり医療費は、平成27年度は386,757円で、平成20年度の303,070円から27.6%の伸びとなっており、全国平均を上回っている状況です。

【図1 国保における医療費の推移】



出典：国民健康保険事業年報（厚生労働省）  
熊本県国民健康保険事業状況報告書

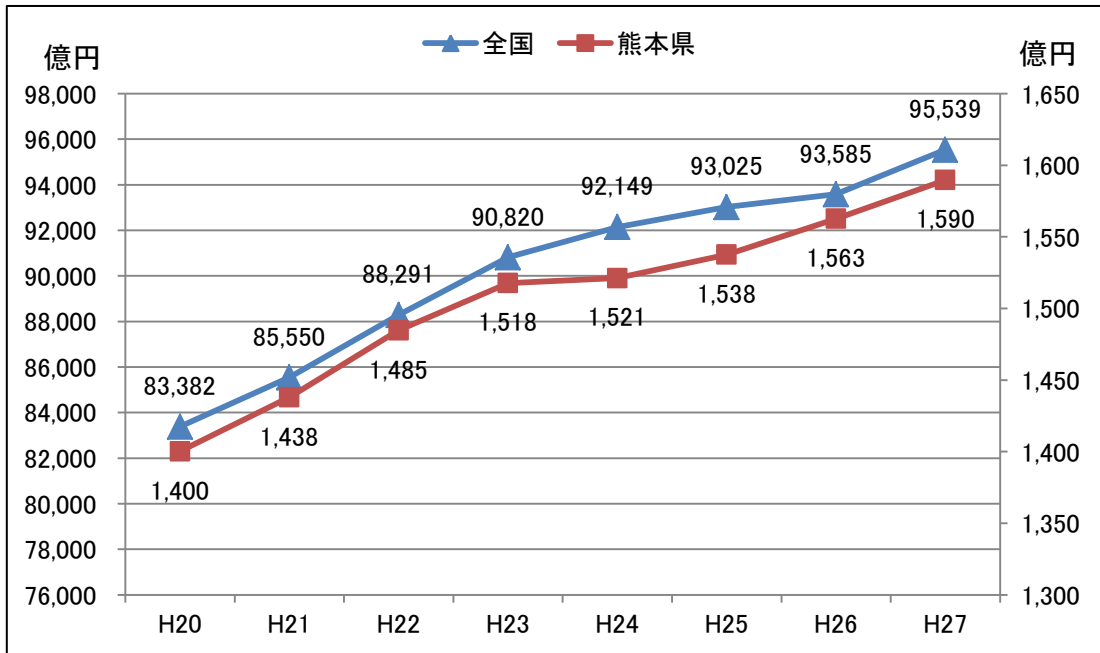
【図2 国保における一人当たり医療費の推移】



出典：国民健康保険事業年報（厚生労働省）  
熊本県国民健康保険事業状況報告書



【図3 国保における保険給付費の推移】



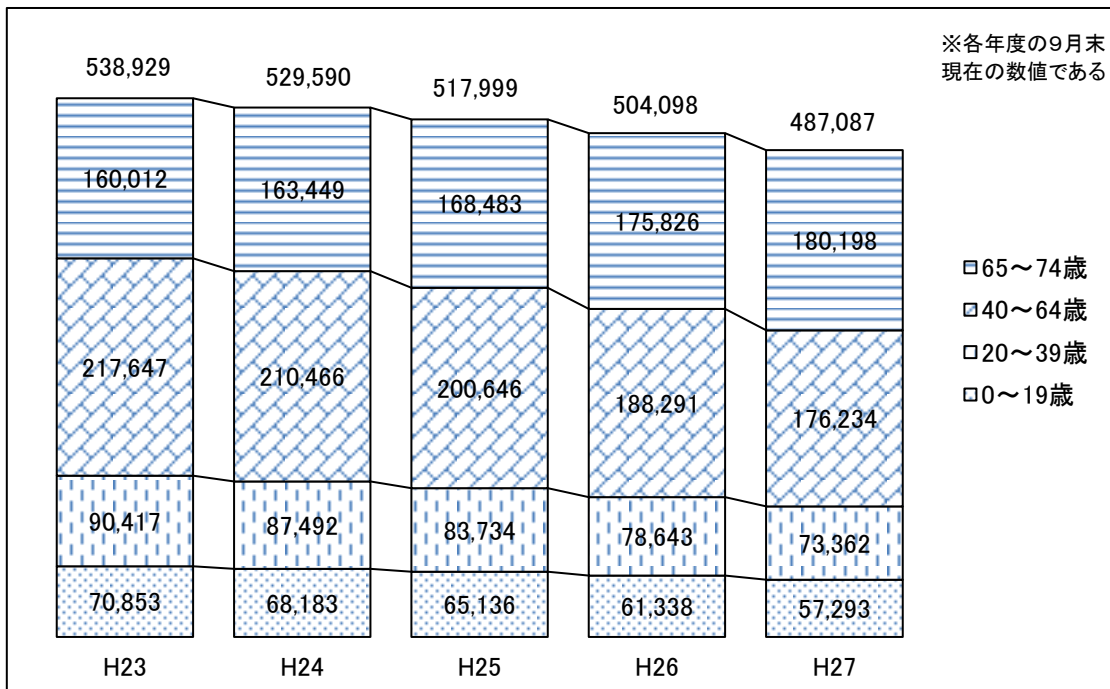
出典：国民健康保険事業年報（厚生労働省）  
熊本県国民健康保険事業状況報告書

(2) 被保険者数の状況

国保の被保険者の総数は減少傾向にあります。年齢構成の推移を見てみると、65歳から74歳の前期高齢者の割合が年々増加し、平成27年度には全体の約37%に達しています。

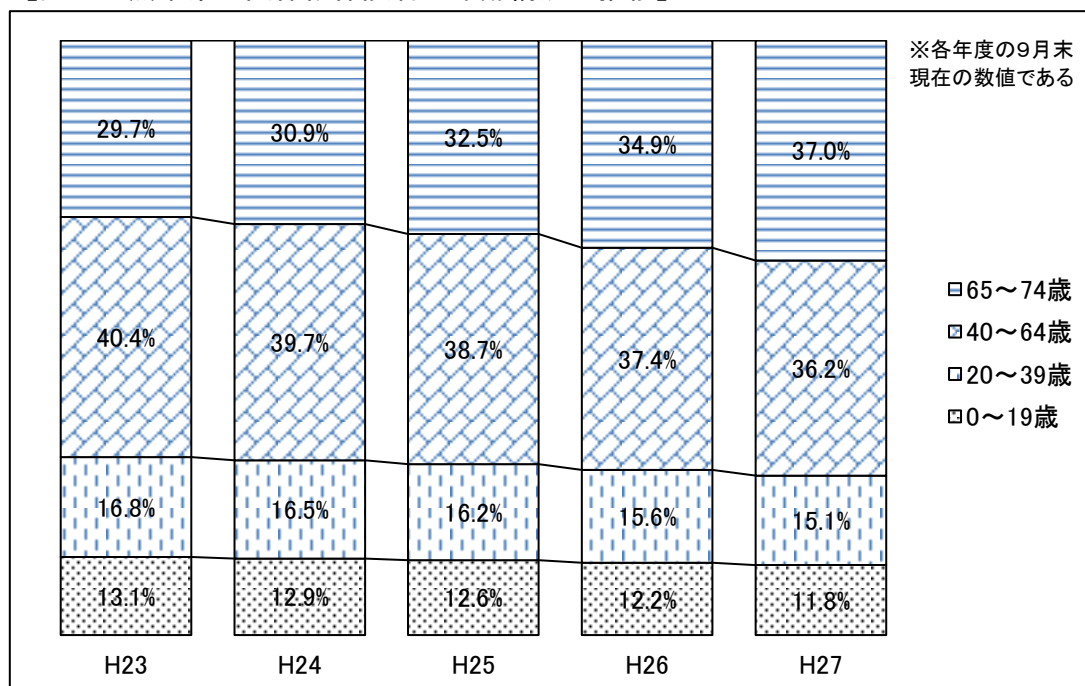
【図4 熊本県の国保被保険者数の推移】

単位：人



出典：国民健康保険実態調査報告（厚生労働省）

【図5 熊本県の国保被保険者の年齢構成の推移】



出典：国民健康保険実態調査報告（厚生労働省）

(3) 国民健康保険財政の現状

県内市町村の国保事業の平成27年度決算額の合計は、収入2,718億円、支出2,707億円となっており、収支差は11億円の黒字となっています。この収支差の市町村内訳を見ると、41市町村が黒字（+56億円）で、4市町村が赤字（▲45億円）となっています。

しかし、単年度収支差では▲17億円となっていることと併せ、決算補填等を目的とした一般会計からの繰入れ（24億円（14市町村））や繰上充用（3市町村）を行っている市町村がある状況を考慮すると、国民健康保険の財政は厳しい状況にあると言えます。

【表1 市町村の国保事業の決算状況】

単位：百万円

年度	収入合計 A	単年度収入 B	決算補填等 目的の法定 外繰入れ	支出			単年度 収支差引額 B-D	収支差引額 A-C
				合計 C	単年度 支出 D	前年度へ の繰上充 用		
平成25年度	237,843	231,258	(データなし)	233,775	230,845	2,212	413	4,068
平成26年度	239,727	232,480	(データなし)	236,988	234,840	1,615	▲2,360	2,739
平成27年度	271,802	266,052	2,425	270,724	267,756	2,396	▲1,703	1,077
該当市町村数			14			3	黒字 16 赤字 29	黒字 41 赤字 4

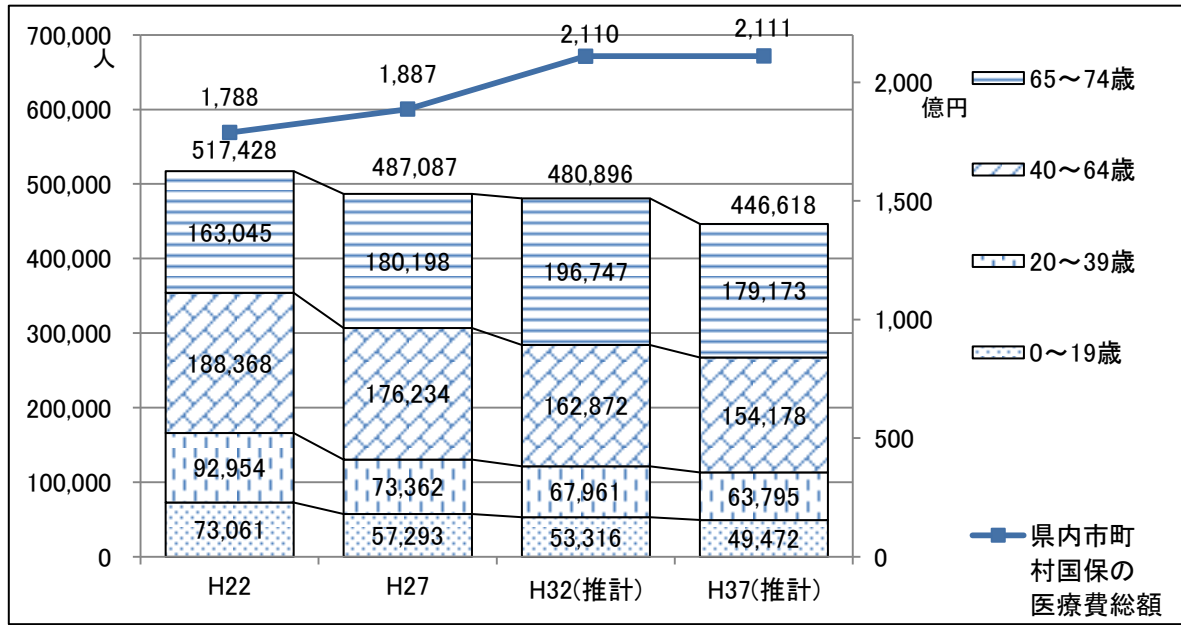
※端数処理の関係で表中の計算が合わないことがある。

出典：国民健康保険事業の実施状況報告（厚生労働省）  
熊本県国民健康保険事業状況報告書

(4) 将来の見通し

今後の医療費については、被保険者総数は減少していくものの、前期高齢者（65歳～74歳）数の増加等により医療費総額は増加する見込みです。平成32年度以降、75歳を迎えた団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行することで、前期高齢者数は減少に転じますが、一人当たり医療費の増加により、医療費総額は横ばいで推移する見込みです。

【図6 被保険者数・医療費の実績及び見通し】



出典：国民医療費（厚生労働省）  
 熊本県国民健康保険事業状況報告書  
 国保・高齢者医療課推計

※ 被保険者数の推計は、「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）（国立社会保障・人口問題研究所）」で推計されている5歳ごとの階級別の伸び率を、本県の平成27年度階級別の被保険者数に乗じて算出した。

※ 医療費総額の推計は、5歳ごと階級別一人当たり国民医療費の数値をベース（注）に、本県の国保の5歳ごと階級別被保険者推計数に乗じて算出した。

（注）H27年度の本県の国保の医療費総額の実績に合わせるため、平成26年度の国民医療費の数値に1.138を乗じ、かつ本県の一人当たり医療費の平成22年度から平成27年度の平均伸び率（64歳以下は+1.5%、65歳～74歳は+1.9%）を乗じた。

## 2 財政収支の考え方

### (1) 保険料(税)の賦課の考え方

市町村は、本来保険料(税)として徴収すべき額を徴収できるよう、保険料(税)の賦課を行うことを基本とします。

### (2) 赤字解消・削減の取組み、目標年度等

国保財政を安定的に運営していくためには、国保が一会計年度単位で行う短期保険であることに鑑み、原則として国民健康保険特別会計において収支が均衡していることが重要です。赤字が発生した市町村においては、赤字発生年度の翌年度には解消することを基本としますが、赤字の早急な解消・削減が、被保険者の保険料(税)負担の急激な増加につながる場合もあることから、次のとおり計画的・段階的に赤字の解消を進めることとします。

#### ① 解消・削減すべき赤字の定義

解消・削減すべき赤字とは、「決算補填等目的の法定外一般会計繰入れ」及び「繰上充用金(平成28年度以降の増加額)」とします。

#### ② 赤字解消基本計画の策定が必要な市町村

次のいずれかに該当する市町村は、赤字解消基本計画を策定することとします。

ア 平成28年度決算で、解消・削減すべき赤字が発生した市町村で、平成30年度に赤字の解消・削減が見込まれない市町村

イ 平成29年度以降、解消・削減すべき赤字が発生した場合であって、翌々年度に赤字の解消・削減が見込まれない市町村

#### ③ 赤字解消基本計画の内容、目標年度の設定等

②に該当する市町村は、医療費の動向、保険料(税)率の設定、保険料(税)収納率等について要因分析を行うとともに、赤字の解消・削減に向け実効性のある取組みを定めた計画を策定することとします。

ただし、早急な赤字の解消・削減が被保険者の保険料(税)負担の急激な増加につながるおそれもあるため、目標年度の設定に当たっては、5年以内の解消を目指すなど、適切な目標を定めて、計画的かつ段階的に取組みを進めることとします。

また、県は計画に基づき赤字の解消・削減を進める市町村に対し、必要な助言等を行います。

### (3) 国保財政安定化支援事業の取扱い

国保財政安定化支援事業については、総務省が示す繰入れ基準額どおりに一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れるよう努めることとします。

## 3 財政安定化基金の運用

国保財政の安定化を図るため、通常の実力を発揮してもなお生じる保険料(税)の収納不足や、見込みを上回る保険給付費の増等による財源不足に対応するため、財政安定化基金により、資金手当てを行います。

市町村に対する貸付・交付事業、県に対する貸付事業を行うこととし、それぞれの要件等は次のとおりとします。

(1) 市町村に対する貸付け

① 貸付要件

保険料(税)収納額の減少(被保険者数の減少等によるものを含む。)により財源不足が生じると見込まれる場合とします。

② 貸付額

ア 貸付けを受けようとする市町村からの申請額を基本に、県が決定します。

イ 無利子とします。

③ 償還

貸付年度の翌々年度以降の国民健康保険事業費納付金(以下「納付金」という。)を含めて、原則3年間で償還することとします。

(2) 市町村に対する交付

① 交付要件

「災害その他の事情により多数の被保険者の生活が著しい影響を受けたことによる保険料(税)の収納額が低下したと知事が認める場合」としますが、具体的には次のいずれかに該当するとして、知事が認める場合とします。

ア 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けた市町村において、災害の発生により多数の被保険者の生活が著しい影響を受けたことが、保険料(税)の収納額の低下につながったこと

イ 地域企業の破綻、主要産物価格の大幅下落その他の要因により、多数の被保険者の生活が著しい影響を受けたことが保険料(税)の収納額の低下につながったこと

② 交付額

交付要件に定める内容や、保険料(税)の収納状況、財政状況等に応じて、収納不足額の2分の1以内で県が決定します。

③ 基金への補填

国・県・市町村がそれぞれ3分の1ずつを補填し、このうち、市町村補填分については、当該交付を受けた市町村が補填することを基本とします。ただし、当該市町村が希望し、連携会議で了承された場合は、全市町村で按分して負担することとします。

また、市町村補填分については、交付年度の翌々年度以降の納付金を含めて、原則3年間で徴収することとします。

(3) 県に対する貸付け(県による基金の取崩し)

① 貸付要件

保険給付費等の増や公費等の減により財源不足が生じると見込まれる場合とします。

② 貸付額

財源不足額を基本とします。

③ 償還

貸付年度の翌々年度以降の納付金を含めて市町村から徴収し、原則3年間で償還することとします。

(4) 特例基金

平成30年度から平成35年度までの間、制度改革に伴う保険料水準の激変緩和措置等に充てるため、基金の一部(以下「特例基金」という。)を活用します。

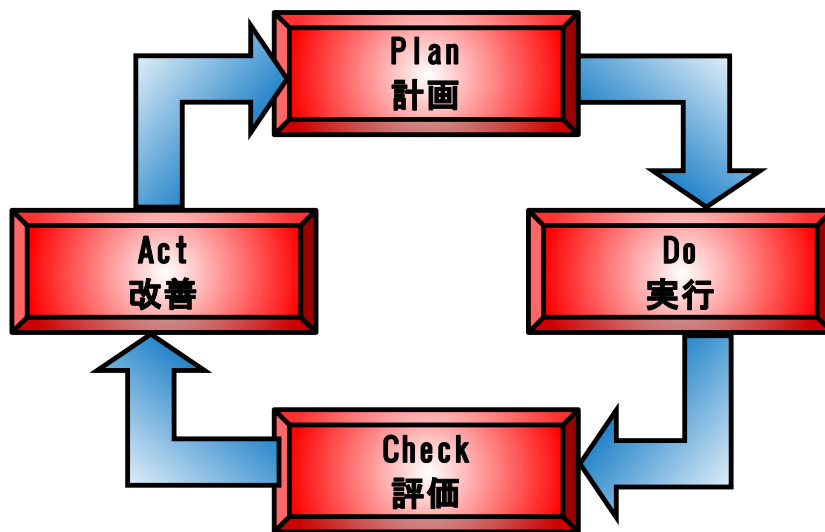
#### 4 PDCAサイクルの実施

県が担う財政運営の安定性の確保のためには、市町村が担う事業の効率的な実施等に向けた取組みを継続的に改善していく必要があります。

県と市町村は、運営方針（Plan）に基づいて国保事業を実施（Do）していき、事業の実施状況を定期的に把握し、分析を行います。（Check）

県と市町村は、改善策を検討し、改善を行い、県は、市町村に対し必要な助言を行います。（Act）

このように、PDCAサイクルを循環させて、財政運営の安定性の確保を図ります。



## 第2章 市町村における保険料(税)の標準的な算定方法等

## 1 現状

## (1) 保険料(税)算定方式

- ・医療給付費分(以下「医療分」という。)は、3方式が26市町村、4方式が19市町村となっています。
- ・後期高齢者支援金分(以下「後期分」という。)は、2方式が1市、3方式が26市町村、4方式が18市町村となっています。
- ・介護納付金分(以下「介護分」という。)は、2方式が11市町村、3方式が19市町村、4方式が15市町村となっています。

【表2 市町村の保険料(税)算定方式(平成29年度)】

算定方式	医療分	後期分	介護分
2方式(所得割、均等割)	なし	1市町村	11市町村
3方式(所得割、均等割、平等割)	26市町村	26市町村	19市町村
4方式(所得割、資産割、均等割、平等割)	19市町村	18市町村	15市町村

出典：国保・高齢者医療課調べ

## (2) 賦課割合

現行の国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)において、保険料(税)の応能割と応益割の標準割合が規定されており、いずれの算定方式でも、50:50とされています。

また、3方式又は4方式の場合、応益割の均等割と平等割の標準割合は70:30、4方式の場合、応能割の所得割と資産割の標準割合は80:20とされています。

県内市町村全体で見ると、賦課限度額を考慮した応能割と応益割の賦課割合は、ほぼ50:50となっています。

【表3 県内市町村の保険料(税)の賦課割合(平成27年度)】

単位：百万円

区分	保険料算定額					合計 (C)	(参考)	
	応能割(A)		応益割(B)		賦課限度額 を超える額 (D)		賦課限度額を超 える額を考慮した 応能割の賦課割 合 ((A-D)/(C-D))	
	所得割	資産割	応能割の 賦課割合 (A/C)	均等割				平等割
医療分 (構成比)	22,823 (52.8%)	422 (1.0%)	- 53.8%	13,451 (31.1%)	6,549 (15.1%)	43,245 100.0%	3,680 -	- 49.4%
後期分 (構成比)	6,378 (52.7%)	119 (1.0%)	- 53.7%	3,882 (32.1%)	1,715 (14.2%)	12,095 100.0%	814 -	- 50.4%
介護分 (構成比)	2,700 (51.6%)	37 (0.7%)	- 52.3%	2,095 (40.0%)	400 (7.6%)	5,231 100.0%	297 -	- 49.4%

※端数処理の関係で表中の計算が合わないことがある。 出典：国民健康保険事業年報(厚生労働省)

【表4 現行の国民健康保険法施行令及び地方税法で規定されている標準割合】

算定方式	応能割		応益割	
	所得割	資産割	均等割	平等割
2方式	50%	-	50%	-
3方式	50%	-	35%	15%
4方式	40%	10%	35%	15%

(3) 賦課限度額

県内の全市町村が、国民健康保険法施行令又は地方税法施行令(昭和25年政令第245号)の上限額と同じ額を設定しています。

【表5 賦課限度額(平成29年度)】

	賦課限度額
医療分	54万円
後期分	19万円
介護分	16万円

2 標準的な保険料(税)算定方式

(1) 納付金の算定方式

① 算定方式

医療分及び後期分は3方式、介護分は2方式とします。

② 賦課割合

ア 応能割と応益割の割合

所得係数 $\beta$  : 1とします。

※所得係数 $\beta$  = 県平均の1人当たり所得 / 全国平均の1人当たり所得 (例えば、平成30年度所得推計であれば、 $\beta$  = 約0.77 (医療分))

イ 応益割の均等割と平等割の割合

医療分及び後期分における応益割の均等割と平等割の割合は、70 : 30とします。

③ 賦課限度額

国民健康保険法施行令又は地方税法に定める上限額とします。

④ 納付金の算定における医療費水準の反映

市町村間で医療費水準に差異がある場合、年齢調整後の医療費指数(医療費水準)を保険料(税)率に反映させることが原則とされています。

本県の平成27年度の1人当たり医療費は、最も高い市町村と最も低い市町村の格差が約1.9倍と全国的に見ても格差が大きい状況であるため、当面、各市町村の医療費水準を全て反映することとし、医療費指数反映係数 $\alpha = 1$ とします。

(2) 市町村標準保険料率の算定方式

① 算定方式

医療分及び後期分は3方式、介護分は2方式とします。

② 賦課割合



ア 応能割と応益割の割合

所得係数 $\beta$ ：1とします。ただし、低所得者層の負担増に配慮するため、当面1：1とします。

イ 応益割の均等割と平等割の割合

医療分及び後期分における応益割の均等割と平等割の割合は、70：30とします。

③ 賦課限度額

国民健康保険法施行令又は地方税法施行令に定める上限額とします。

④ 標準的な収納率

算定年度の直近3年の収納率実績の平均値を基本とします。

3 保険料水準の激変緩和措置

納付金の仕組みの導入等に伴う保険料水準の急激な上昇を抑えるため、次の方法により適切に保険料水準の激変緩和措置を行います。

(1) 国の調整交付金（暫定措置分）及び県繰入金の活用

納付金の算定に際し、激変緩和措置の財源として国から措置される調整交付金（暫定措置分）及び県繰入金を重点配分することにより、激変緩和措置を行います。

激変緩和措置は、保険料水準が一定割合を超えて増加した分を対象とします。この一定割合は、平成30年度は自然増分としますが、平成31年度以降は、激変緩和措置の段階的な縮小のため、自然増分に一定の率（ $+x$ ）を加算した自然増 $+x$ とし、 $+x$ は1%とします。

(2) 特例基金の活用（平成30～35年度）（再掲）

平成30年度から平成35年度までの間において、国の調整交付金（暫定措置分）及び県繰入金に加え、特例基金を激変緩和措置に活用します。

(3) 納付金の算定方法の設定（係数 $\alpha$ 、 $\beta$ の調整）

必要に応じて、医療費指数や所得のシェアを市町村ごとの納付金の配分にどの程度反映させるかを調整する医療費指数反映係数 $\alpha$ 及び所得係数 $\beta$ の数値の調整による激変緩和措置を行います。

4 保険料水準の下限割合の設定

将来の保険料水準の統一を見据え、市町村間の保険料水準の平準化を図る観点から、納付金の仕組みの導入等に伴い、保険料水準が現行の保険料水準に比べ一定の減少率以上に低下する場合、現行の保険料水準からの減少率を一定の減少率までとする財政調整を行います。

減少率は激変緩和措置の一定割合と同じ率とし、市町村の医療費適正化のインセンティブを確保する観点から、当該市町村の保険者努力支援制度（市町村交付分）による1人当たり保険料引下げ効果分を、減少率に上乗せすることとします。

5 保険料水準の統一の考え方

県では、将来的な保険料水準の統一を目指していますが、現時点では市町村間の医療費水準（1人当たり医療費）の格差は、約2倍と大きいため、明確な達成時期を示すことは難しい状況にあります。

保険料水準の激変緩和措置への特例基金の活用終了後の平成36年度時点において、医療費や保険料の水準などの状況を踏まえ、統一に向けた達成時期について改めて検討を行います。

第3章 市町村における保険料(税)の徴収の適正な実施

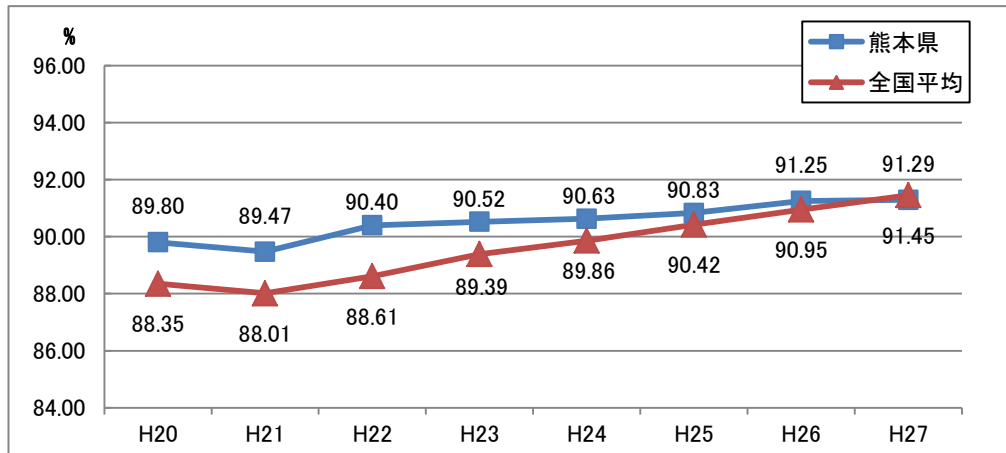
1 現状

(1) 保険料(税)収納率の推移

① 現年度分

現年分収納率は、平成21年度までは、本県、全国ともに年々低下していましたが、平成22年度以降は上昇に転じています。本県の収納率は、平成27年度には、91.29%と、全国平均の91.45%を下回り、全国38位と低位にあります。

【図7 保険料(税)収納率(現年度分)の推移】

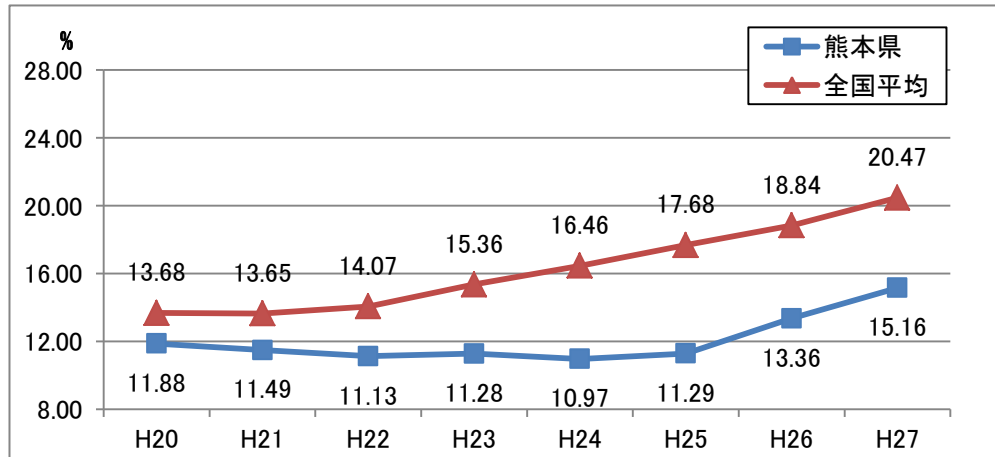


出典：国民健康保険事業年報(厚生労働省)  
熊本県国民健康保険事業状況報告書(熊本県)

② 滞納繰越分

滞納繰越分収納率は、全国平均が平成22年度以降は上昇に転じているのに対して、本県の収納率は、平成24年度まで下降傾向にありました。平成25年度以降は上昇に転じ、平成27年度には15.16%まで向上しましたが、全国平均の20.47%を大きく下回っており、全国46位と低位にあります。

【図8 保険料(税)収納率(滞納繰越分)の推移】



出典：国民健康保険事業年報(厚生労働省)  
熊本県国民健康保険事業状況報告書(熊本県)

(2) 口座振替世帯割合の推移

保険料(税)の口座振替世帯割合は、本県、全国ともにほぼ横ばいで推移していますが、本県の口座振替世帯割合は、平成23年度以降のいずれの年度においても全国平均を下回っており、平成27年度においては、全国27位となっています。

【表6 口座振替世帯割合の推移】 単位：%

	H23	H24	H25	H26	H27
熊本県	37.47	37.34	38.10	37.48	37.17
全国	40.11	40.05	40.01	40.11	40.12

出典：国民健康保険事業の実施状況報告（厚生労働省）

(3) 収納対策の実施状況

財産調査や差押えは、全ての市町村で実施している一方、滞納整理に関するマニュアル等の作成は、25市町村（55.6%）にとどまっています。

【表7 収納対策の実施状況(平成27年度 県内市町村)】

事業	実施市町村数	実施割合(%)
財産調査	45	100
差押え	45	100
搜索	33	73.3
タイヤロックの実施	31	68.9
収納対策研修の実施	29	64.4
滞納整理マニュアル等の作成	25	55.6
多重債務相談の実施	25	55.6
インターネット公売の活用	24	53.3
コンビニ収納	9	20.0
口座振替の原則化	7	15.6
税の専門家の配置	4	8.9
収納率向上アドバイザーの活用	2	4.4
ペイジーによる納付方法の多様化	2	4.4
コールセンター(電話勧奨)	1	2.2
マルチペイメントネットワーク	1	2.2

出典：国民健康保険事業の実施状況報告(厚生労働省)

2 収納率向上対策

保険料(税)を適正に徴収することが、国保の安定的な財政運営の前提となります。市町村が収納率を向上させ、必要な保険料(税)を徴収することができるよう、次のとおり収納率向上に取り組みます。

(1) 目標収納率の設定

収納率実績の目標を次のとおり設定します。

また、併せて、保険者努力支援制度の評価指標の達成を目指すこととします。

① 現年度分の目標収納率

ア 市町村規模別の目標収納率を上回ること

イ 市町村ごとに3年ごとに設定する過去3年の平均収納率を上回ること

ウ 当年度において3年連続して前年の収納率を上回る、又は維持すること

【表8 市町村規模別の目標収納率】

市町村規模 (平成28年度における平均被保険者数)		目標収納率 (%)
	千人未満	97.84
千人以上	2千人未満	95.74
2千人以上	3千人未満	96.61
3千人以上	4千人未満	95.38
4千人以上	5千人未満	96.19
5千人以上	6千人未満	95.72
6千人以上	7千人未満	96.14
7千人以上	8千人未満	95.00
8千人以上	9千人未満	92.88
9千人以上	1万人未満	93.81
1万人以上	1万5千人未満	93.37
1万5千人以上	2万人未満	94.52
2万人以上	3万人未満	96.27
3万人以上	5万人未満	93.75
5万人以上		90.00

## ② 滞納繰越分の目標収納率

- ア 市町村ごとに3年ごとに設定する過去3年の平均収納率を上回ること
- イ 当年度において3年連続して前年の収納率を上回る、又は維持すること
- ウ 前年度の県平均収納率と前々年度の全国平均収納率の中間値を上回ること

## (2) 収納率向上の取組みに対する市町村のインセンティブの確保

目標収納率を達成した場合、達成した項目に応じて国民健康保険保険給付費等交付金の特別交付金（以下「特別交付金」という。）を措置することで、市町村のインセンティブを確保します。

## (3) 市町村収納担当職員に対する研修の実施等

県は、市町村の収納担当職員に対し実施している初任者向け研修・専門研修を引き続き実施するとともに、テーマ別研修等を行います。

また、徴収アドバイザー制度は、市町村の個別具体的なニーズに応じた内容とすることが可能であることから、市町村での実施が容易となるよう、徴収アドバイザーによる研修・実地指導を行う場合、その雇用経費について特別交付金の措置対象とします。

なお、広域での共催も可とし、研修内容の企画については、県も助言を行います。

## (4) 滞納整理マニュアルの策定

滞納整理マニュアルの策定は、組織的に収納対策を強化していく上で重要な取組みの一つであるため、全市町村において策定することとします。

県は、市町村が滞納整理マニュアルを策定するための指針を示すこととします。

(5) 多重債務者相談事業の実施

市町村は、現在実施されている多重債務者相談事業を引き続き実施することとし、当該事業を滞納整理マニュアルに記載し、活用が図られるようにします。

(6) 広報の実施

保険料(税)の納期内納付や口座振替の促進、資格得喪の届出勧奨等の広報については、県と市町村、熊本県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）が連携し、広報紙やホームページをはじめとする各種広報媒体を活用して実施します。

## 第4章 市町村における保険給付の適正な実施

## 1 現状

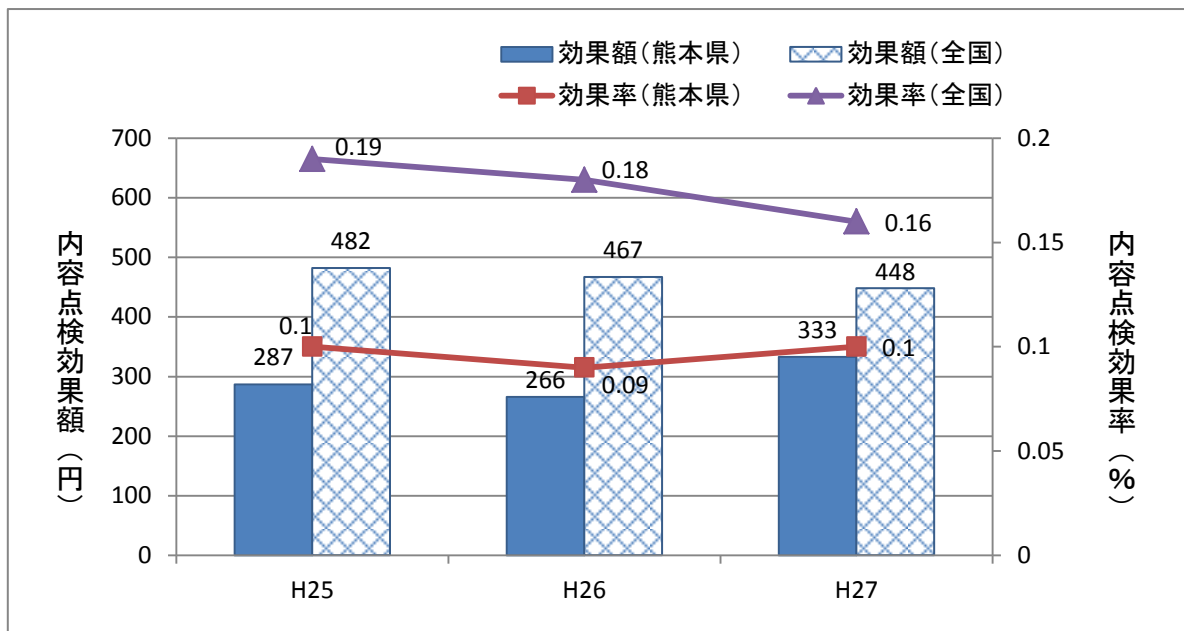
## (1) レセプト点検の実施状況

レセプト点検は、診療報酬の適切な支払いを確保するために必要不可欠であり、市町村では、レセプト点検のため、レセプト点検員の配置や業務委託を行っています。

診療報酬の算定方法等について、1次点検は審査支払機関である国保連で行い、2次点検は市町村で行っています。

市町村が行うレセプト2次点検の内容点検効果額及び内容点検効果率は、ともに3年連続で全国平均を下回っている状況にあります。

【図9 レセプト2次点検の実施状況】



出典：国民健康保険事業の実施状況報告（厚生労働省）

## (2) 医療保険と介護保険の突合情報を活用したレセプト点検の実施状況

各市町村においては、国保連の介護給付適正化システムから提供される医療保険と介護保険との突合情報を活用したレセプト点検を実施しています。

しかし、突合情報を活用したレセプト点検は、高度な知識が必要となる部分もあり、十分に機能しているとは言い難い状況にあります。

## (3) 第三者行為求償の実施状況

## ① 第三者行為求償の実施状況

第三者による不法行為（以下「第三者行為」という。）により保険給付が発生した場合は、国民健康保険法第64条第1項の規定により、保険者は保険給付を行うと同時に、その給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権を代位取得することとされています。

県内市町村の交通事故に係る第三者求償による徴収金の調定件数は、平成27年度では796件となっています。

② 第三者行為求償に係る目標設定状況

市町村においては、国の通知に基づき、数値目標を定めた上での計画的な求償事務の取組みが求められており、少なくとも全市町村が「被害届の自主的な提出率」及び「被害届受理日までの平均日数の数値目標」を設定することが望ましいとされています。

本県では、全市町村が上記2項目の数値目標を設定しています。

(4) 高額療養費の支給に関する申請の勧奨状況

高額療養費について、多くの市町村では、レセプトを基に高額療養費の支給可否について確認の上、該当者に対する申請書の送付等により、支給申請の勧奨を行っています。なお、それぞれの市町村において、支給申請の勧奨の実施基準額を設けています。

2 県による保険給付の点検、事後調整等

(1) 県による保険給付の点検、事後調整

県は、県としての広域性又は医療に関する専門性が発揮されるものについて、国保総合システムに備わる機能を活用して、市町村が行った保険給付の点検を次のとおり順次実施していきます。

① 平成30年度から順次実施

ア 不適切な診療報酬請求に関する情報の提供があった保険医療機関等について、県内全ての市町村を対象とした点検

イ 不適切な療養費請求に関する情報の提供があった柔道整復師法に基づく柔道整復業を行う施術所について、県内全ての市町村を対象とした点検

ウ 県が保有する医療監視情報を活用した点検

エ 県が保有する介護施設や介護サービス事業者等の情報を活用した点検

※ 上記のほか、国保連において、DPCレセプトを対象とした点検を実施

② 平成31年度以降、国保総合システムへの機能配備後から順次実施

ア 県内の他市町村への住所異動があった者に係る点検

・ 同一月同一医療機関で算定回数が定められている診療行為

・ 同一患者同一医療機関の複数月の間に算定できる回数が定められている診療行為

イ レセプトの点数が高い場合が多い、生活習慣病（糖尿病等）や公費負担医療などの「疾病」に着目した点検

(2) 保険医療機関等による大規模な不正が発覚した場合の不正利得等の回収

県は、監査の結果により判明した不正利得等について、次に掲げる条件の2つ以上に該当する場合に、市町村からの委託を受け、不正利得等の回収を実施します。

① 返還先の市町村が県内の複数に及ぶ場合

② 保険医療機関等の指定が取消しとなった場合

③ 保険医療機関等が破産（廃業・廃院）状態や資力がない状態となった場合

(3) 柔道整復施術所による大規模な不正が発覚した場合の不正利得等の回収

県は、監査の結果により判明した不正利得等について、次に掲げる条件の2つ以上に



該当する場合に、市町村からの委託を受け、不正利得等の回収を実施します。

- ① 返還先の市町村が県内の複数に及ぶ場合
- ② 柔道整復師の施術に係る柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いの中止又は受領委任の取扱いの中止相当となった場合
- ③ 柔道整復施術所が破産（廃業・廃院）状態や資力がない状態となった場合

### 3 療養費の支給の適正化

#### (1) 海外療養費審査事務の共同実施

被保険者が海外において療養を受けた場合の海外療養費の支給事務については、翻訳・診療内容審査など専門的な知見を要する事務であるため、市町村で実施することが難しい現状にあります。

平成30年度以降は、全市町村の海外療養費の支給額審査を国保連が実施するとともに、市町村における申請書受付時の確認事項・添付書類を統一することで、事務の標準化・効率化を図ります。

なお、海外療養費の支給事務については、不正請求防止の一層の推進が求められており、国は、市町村に対し、関連費用について、特別調整交付金により財政支援を行っているほか、全国の不正請求事例を各保険者で共有するための情報提供業務を行っています。

#### (2) 柔道整復施術療養費に係る審査支払事務の標準化

柔道整復施術療養費支給申請書については、熊本県国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会において審査を行い、必要があると判断した場合は、当該審査会で定める統一基準のもと、患者調査、施術所照会を行っています。今後は、不正請求事案への対策を強化するため、随時、課題を検証し、対応策等の検討を行います。

また、県で作成した被保険者への適正受診啓発パンフレットを各市町村に配付し、適正受診の啓発につなげます。

#### (3) あん摩・マッサージ・指圧師及びはり師・きゅう師の施術に係る療養費の支給に関する手引きの作成

県は、療養費の支給適正化のため、あん摩・マッサージ・指圧師及びはり師・きゅう師の施術に係る療養費支給の手引きを作成し、市町村における支給基準の順守を徹底します。

#### (4) 治療用装具に係る療養費の支給等の適正な実施

県は、治療用装具に係る療養費の支給等の事務の適正化を支援するため、市町村に対し、随時助言等を行います。

### 4 レセプト点検の充実強化

#### (1) 2次点検の充実強化

県と市町村は、2次点検の内容点検効果額及び内容点検効果率の底上げのため、次の取組みを実施します。

- ① レセプト点検調査実施計画の策定

市町村は、毎年度、レセプト点検調査実施計画を作成することとし、その計画の中で、点検範囲拡大の目標、点検効果率の目標、目標達成のための具体的施策等を設定し、実施することとします。

県は、市町村が当該計画を策定するための指針となる「レセプト点検調査実施計画策定マニュアル」を作成します。

② 2次点検の実施体制の見直し

市町村は、2次点検を直営で実施するか、国保連等への外部委託を行うか等の実施体制について、それぞれの市町村の実情を踏まえて、見直しを行うものとします。

③ 研修の充実

市町村のレセプト点検員のスキル向上のため、県は、習熟度別やテーマ別等の研修を、国保連と連携して実施します。

(2) 医療保険と介護保険の突合情報を活用した効率的な点検の促進

市町村が、国保連の介護給付適正化システムから提供される医療保険と介護保険との突合情報を活用した効率的なレセプト点検を行い、介護保険との給付調整を適切に実施することができるよう、県は国保連と連携し、レセプト点検員等に対する研修を実施します。

5 第三者行為求償や過誤調整等の取組み強化

(1) 評価指標に基づく取組みへの支援

市町村が、第三者行為求償事務のPDCAサイクルを循環させて、継続的に求償事務の取組みを行うため、県は、全市町村で設定している2項目の評価指標（被害届の自主的な提出率、市町村における被害届受理日までの平均日数）の進捗状況を把握し、助言等を行います。

(2) 第三者行為求償事務アドバイザーの活用

市町村は、国の第三者行為求償事務アドバイザーの活用を積極的に行うことにより、市町村職員の意識とスキルの向上を図ることとします。

(3) 損害保険関係団体との連携の強化

県は、市町村の委任を受けた国保連と損害保険関係団体（6団体）が締結した「交通事故に係る第三者行為による傷病届等の提出に関する覚書」に基づく取組みについて、継続的な評価・改善を行うなど、損害保険関係団体との連携の強化を図ります。

(4) 被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金の保険者間調整の普及促進

県は、国保連と連携し、被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金の保険者間での調整の具体的な取扱いについて、事案が発生していない市町村も含めた全市町村に対し、研修会等を活用して周知徹底を行います。

6 高額療養費の多数回該当の取扱い

平成30年度から県も国保の保険者となることに伴い、被保険者が県内の他市町村に住所

異動した場合でも、世帯の継続性が保たれている場合は、平成30年4月以降の療養において発生した転出元における高額療養費の多数回該当に係る該当回数が転出先に引き継がれ、通算されることとなります。

世帯の継続性の判定等の取扱いは、次のとおりとします。

(1) 世帯の継続性の判定

高額療養費制度は、世帯員の療養に要した費用は世帯主が負担したものとして取り扱った上で、家計の負担軽減を目的としていることから、世帯を主宰し、主たる生計維持者である世帯主に着目して、世帯の継続性が保たれているかを判定します。

この判定は、転出先市町村が行い、判定基準は、国が示した次の参酌基準のとおりとします。

- ① 他の国保加入者を含む世帯と関わらず、当該世帯内の国保被保険者の数が変わらない場合の住所異動の場合は、世帯の継続性を認める。
- ② 他の国保加入者を含む世帯と関わらず、資格取得・喪失による当該世帯内の国保被保険者の数の増加又は減少を伴う場合の住所異動の場合は、世帯の継続性を認める。
- ③ 世帯分離、世帯合併による一の世帯で完結しない住所異動の場合には、異動後の世帯主が異動前に世帯主として主宰していた世帯との継続性を認める。

(2) 高額療養費の計算方法

市町村は、レセプトに基づき高額療養費の支給額を決定しますが、その際、被保険者から提出を受けた領収書との突合を行い、また、多数回該当に係る該当回数は、申請があれば支給可能な回数に基づくこととします。

(3) 高額療養費の支給申請勧奨事務の実施

高額療養費の支給申請の勧奨については、被保険者へのサービス向上や県内市町村間異動の際の多数回該当の円滑な引継ぎを行う観点から、全市町村において次のとおり実施することとします。

① 勧奨実施基準額

各市町村で勧奨実施基準額を定め、勧奨を実施することとします。

② 勧奨方法

通知文書及び申請書の同封による、ターンアラウンド方式で勧奨を実施することとします。

③ 勧奨時期

おおむね診療月の3か月後までを目安に各市町村で勧奨時期を定め、勧奨を実施することとします。

(4) 広報の実施

高額療養費の支給に関する広報については、県と市町村、国保連が連携し、広報紙やホームページをはじめとする各種広報媒体を活用して実施します。

第5章 医療費の適正化の取組み

1 現状

(1) 特定健康診査・特定保健指導の実施状況

① 特定健康診査

熊本県の特定健康診査実施率は年々上昇しており、平成27年度には35.1%となっておりますが、全国平均の36.3%よりも低い水準にあります。

平成27年度の県内市町村の最高実施率は76.6%で、上位6市町村が、国が国保の目標値として掲げている60%以上の実施率を達成しています。

一方、最低実施率は27.4%で、上位と大幅な開きがあり、特に対象者が多い市部の実施率が低い傾向にあります。

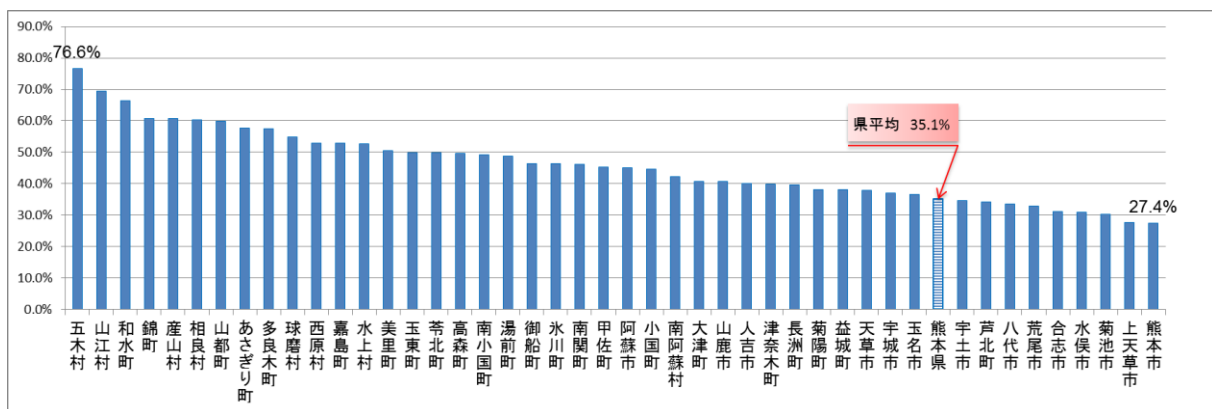
【表9 国保の特定健康診査実施率】

単位：%

	H23	H24	H25	H26	H27
熊本県	32.6	33.7	33.8	34.5	35.1
全国	32.7	33.7	34.2	35.3	36.3

出典：特定健康診査・特定保健指導の実施状況に関するデータ（厚生労働省）  
国保・高齢者医療課調べ

【図10 市町村別特定健康診査実施状況（平成27年度）】



出典：国保・高齢者医療課調べ

② 特定保健指導

熊本県の特定保健指導実施率は年々上昇しており、平成27年度には39.6%となっております。これは、全国平均の23.6%よりも高い水準にあります。

平成27年度の県内市町村の最高実施率は90.5%で、上位11市町村が、国が国保の目標値として掲げている60%以上の実施率を達成しています。

一方、最低実施率は12.6%であり、特に下位3市町村は10%台となっており、県の平均を大きく下回っています。

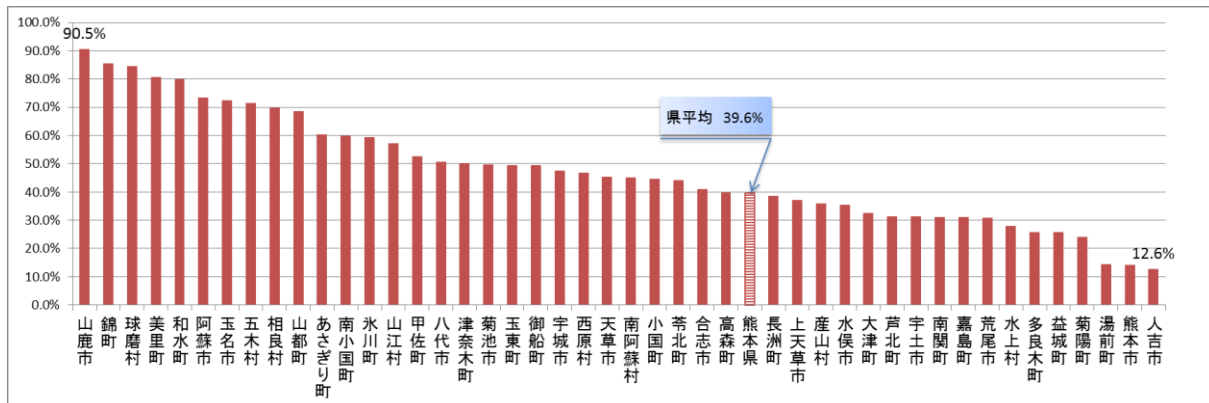
【表10 国保の特定保健指導実施率】

単位：%

	H23	H24	H25	H26	H27
熊本県	31.6	35.6	37.2	37.3	39.6
全 国	19.4	19.9	22.5	23.0	23.6

出典：特定健康診査・特定保健指導の実施状況に関するデータ（厚生労働省）  
国保・高齢者医療課調べ

【図11 市町村別特定保健指導実施状況（平成27年度）】



出典：国保・高齢者医療課調べ

(2) 後発医薬品の使用状況

熊本県の後発医薬品の使用割合は、全国平均よりも常に2～3%高い割合を示しており、平成27年度末の使用割合（数量ベース）では、全国13位と高い水準にあります。

また、平成25年度末の55.6%から、平成27年度末には65.5%に上昇しており、国が「経済財政運営と改革の基本方針2017」で示した、2020年（平成32年）9月までに後発医薬品の使用割合を80%とするという目標に向けて、着実に進んでいます。

【表11 後発医薬品の使用割合（各年度3月、新指標、数量ベース）】単位：%

	H25	H26	H27
熊本県	55.6	61.2	65.5
全 国	51.2	58.4	63.1

出典：調剤医療費（電算処理分）の動向調査（厚生労働省）

(3) 後発医薬品差額通知の実施状況

後発医薬品差額通知は、平成23年度には半数程度の市町村での実施にとどまっていたましたが、年々実施市町村数が増加し、平成26年度以降は県内全ての市町村が実施しています。

各市町村では、後発医薬品差額通知と併せて、後発医薬品希望カードや希望シールの配布等の取組みを行うなど、後発医薬品の使用促進に努めています。

【表12 後発医薬品差額通知実施状況】

単位：市町村数、回、人

	H23	H24	H25	H26	H27
実施市町村数	23	37	41	45	45
年間平均通知回数	0.5	1.6	1.9	1.9	2.2
対象者数	35,925	77,461	74,614	76,006	74,756

出典：国民健康保険事業の実施状況報告（厚生労働省）

(4) 重複・頻回受診者、重複服薬者への訪問指導の実施状況

平成27年度に熊本県で行った市町村保健事業実態調査において、重複・頻回受診者、重複服薬者への訪問指導に取り組んでいると回答した市町村は36市町村でした。

また、平成28年度の国の特別調整交付金において、重複・頻回受診者への訪問指導により交付金の交付を受けた市町村は8市町村でした。さらに、保険者努力支援制度（平成28年度前倒し分）指標5の重複服薬者に対する取組みにより、交付金の交付を受けた市町村は23市町村でした。

【表13 重複・頻回受診、重複服薬への訪問指導の実施状況】

単位：市町村数

	H27市町村保健事業実態調査	H28国調整交付金（重複・頻回受診者）	保険者努力支援制度（H28前倒し分）（重複服薬者）
熊本県（45市町村）	36（80.0%）	8（17.8%）	23（51.1%）
全国（1741市区町村）			580（33.3%）

出典：平成27年度市町村保健事業実態調査（熊本県）

第104回社会保障審議会医療保険部会（H29.4.6）参考資料1-1（厚生労働省）

国保・高齢者医療課調べ

(5) 糖尿病性腎症の重症化予防事業の実施状況

平成28年度に行われた都道府県及び市町村糖尿病性腎症重症化予防の取組内容調査において、糖尿病対策推進会議との連携や、受診勧奨の実施、保健指導の実施など、全ての項目において熊本県は高い実施率となっており、全国と比較しても取組みが進んでいます。

また、保険者努力支援制度（平成28年度前倒し分）指標3の糖尿病等の重症化予防の取組みの実施状況においても、取組みを行い交付金の交付を受けた市町村は37市町村（82.2%）であり、全国の取組状況（816市町村（46.9%））と比較しても高い実施率となっています。

【表14 糖尿病性腎症重症化予防取組状況（平成28年度）】

	糖尿病対策推進会議との連携保険者数	受診勧奨の実施保険者数	保健指導の実施保険者数
熊本県（45保険者）	36（80.0%）	43（95.6%）	42（93.3%）
全国（1738保険者）	526（30.3%）	1,046（60.2%）	911（52.4%）

出典：平成28年度都道府県及び市町村糖尿病性腎症重症化予防取組内容調査

（厚生労働省・日本健康会議）

## 2 医療費の適正化に向けた取組み

国保の安定的な財政運営を確保するためには、支出面の中心である医療費の伸びを抑えることが特に重要です。

県は、医療費の適正化に向け、市町村・国保連・保険者協議会と連携し、国民健康保険法第82条の2第5項に基づく「熊本県における医療費の見通しに関する計画」に定める医療費の適正化に向けた取組みとの整合の確保を図りながら、次に掲げる事項に取り組みます。

取組みの推進にあたっては、医師会等の関係機関とも市町村の取組状況を共有し、課題、対応策等を検討することとします。

## (1) 医療費の適正化に向けた取組みに対する市町村のインセンティブの確保

県は、特別交付金の算定において医療費適正化に向けた取組みを評価することにより、特定健康診査・特定保健指導実施率向上や後発医薬品の使用促進及び糖尿病性腎症の重症化予防等の取組みに対する市町村のインセンティブを確保し、医療費適正化に向けた取組みを促進します。

## (2) 取組みが進んでいる市町村の事例の情報提供等を通じた好事例の横展開

県は、医療費の適正化に関する好事例を把握し、各種会議や資料等で市町村に周知することで、その横展開を図ります。

## (3) 市町村に対する定期的・計画的な助言の実施

県は、各市町村におけるデータヘルス計画に基づく保健事業などの医療費の適正化に向けた取組状況を確認しながら、国保連等の関係機関とも連携して、適切な医療費の適正化の取組みについて助言します。

## (4) 医療費の適正化に向けた取組みの共同実施

現在、国保連へ委託している医療費通知書の作成、後発医薬品差額通知書の作成、後発医薬品調剤実績・削減効果実績の作成、医療費適正化に関するデータの作成、高度な医療費の分析等については、引き続き、国保連への委託による共同実施を行います。

## (5) 糖尿病性腎症重症化予防の取組み

市町村は、熊本県糖尿病性腎症重症化予防プログラム等を活用し、国保連、保険者協議会、県医師会等の関係者と連携して、糖尿病性腎症重症化予防の取組みを進めます。

県は、市町村における円滑な事業実施を支援する観点から、市町村の取組状況を把握し、必要な助言を行うとともに、医師会や糖尿病対策推進会議等と市町村の取組状況を共有し、課題、対応策等を検討します。

## (6) 市町村保健事業担当職員に対する研修の実施

県は、特定健診・特定保健指導や特定健診データの活用等に関する研修について、国保連や、保険者協議会と連携を図りながら実施します。

## 第6章 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進

### 1 広域的及び効率的な運営の推進に向けた取組み

#### (1) 市町村事務の標準化

##### ① 被保険者証と高齢受給者証の一体化

市町村間の被保険者の異動に際しては、これまでと同様、転出元市町村における被保険者証の回収及び転出先市町村における被保険者証の交付が必要となります。

現在、被保険者証及び高齢受給者証については、市町村により、両証を単独発行しているか、一体化しているかなどの違いがありますが、被保険者や保険医療機関等の利便性の向上等のため、次のとおり統一することとします。

ア 全市町村で、被保険者証と高齢受給者証を一体化することとします。

イ 被保険者証の交付時期については、8月で統一することとします。

ウ 被保険者証の有効期間は、1年間で統一することとします。

##### ② 短期被保険者証及び被保険者資格証明書の取扱い要綱の制定

市町村は、県が示したひな形を参考にして、短期被保険者証及び被保険者資格証明書の取扱いに係る要綱を策定し、取扱いを明記することとします。

##### ③ 被保険者資格の適用除外規定の統一

ア 「児童養護施設入所児童等で、扶養義務者のない場合」の被保険者資格の適用除外規定について、全市町村、条例で規定することとします。

イ 「養護老人ホーム等入所者で、収入が低い場合」の被保険者資格の適用除外規定について、根拠となる国の通知が廃止されているため、条例で規定済の市町村においては規定を廃止することとします。

##### ④ 葬祭費及び出産育児一時金の支給金額の統一

ア 葬祭費の支給金額は、市町村によって2万円、2万5千円、3万円とばらつきがありますが、県内どこに住んでいても共通の給付が受けられるよう金額を統一することとし、後期高齢者医療制度の葬祭費の支給額等を踏まえ2万円に統一することとします。

イ 出産育児一時金の支給金額は、国が定める基準額で統一することとします。

※産科医療保障制度に加入する医療機関等での出産の場合は420千円、それ以外の医療機関等での出産の場合は404千円（平成29年度現在）

##### ⑤ 一部負担金の減免基準の制定

市町村は、県が国の通知を基に示したひな形を参考に、一部負担金の減免基準を制定することとします。

なお、将来の保険料水準の統一に併せて、減免基準の統一を検討することとします。

##### ⑥ 高額介護合算療養費の支給申請勧奨事務の実施

高額介護合算療養費の支給申請の勧奨について、被保険者へのサービス向上の観点から、全市町村において次のとおり実施することとします。



ア 勸奨実施基準額

支給基準額である500円を超える場合に、勸奨を実施することとします。

イ 勸奨方法

通知文書及び申請書の同封による、ターンアラウンド方式で勸奨を実施することとします。

ウ 勸奨時期

毎年度2月までに勸奨を実施することとします。

⑦ 情報セキュリティ対策

市町村は、各市町村の情報セキュリティ対策の基準（情報セキュリティポリシー等）に基づき、適切に国保事業に係る個人情報等の保管、移送、消去等を行います。

⑧ 市町村事務処理標準システムの導入

国は、市町村が行う国保事務（資格管理、保険給付、保険料(税)の賦課徴収）の標準化、広域化等を目的として、市町村事務処理標準システムを開発し、市町村へ無償配布することとしています。

県は、市町村へのシステムの導入を促進するため、説明会の実施等、必要な支援を講じます。

市町村は、既存のシステムの更新時期のタイミング等において、可能な市町村からシステムの導入を進めることとします。

(2) 広域的な事務の実施による効率化

現在、国保連へ委託している高額医療費の支給額の計算や統計資料の作成、医療費通知書の作成等の市町村事務については、引き続き国保連に委託することにより、事務の効率化を図ります。

## 第7章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

### 1 保健医療サービス・福祉サービス等との連携

県と市町村が共同して国保を運営するに当たっては、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みの重要性に留意する必要があります。

そのため、市町村は、次のとおり保健医療サービス・福祉サービス等との連携に関する取組みを推進し、県は、各種会議や資料等で、好事例の周知・横展開を図るなど、市町村の取組みを支援します。

#### (1) 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みとの連携

##### ① 地域ケア推進会議等への参加

市町村の介護担当部局が中心となって各圏域や市町村で行っている地域ケア推進会議等について、市町村の国保担当部局も積極的に参加し、保健、医療、介護、福祉関係者等の協働による個別支援の充実に向けた取組みや、地域の共通課題、好事例の共有を進めることとします。

##### ② 介護担当部局との連携

ア 市町村は、KDBシステムやレセプトデータ等の情報を用いて、健康事業・介護予防・生活支援の対象となる被保険者の抽出、要介護認定率、1人当たり介護給付費、介護に至った原因疾患等について分析を行い、国保担当部局と介護担当部局とで情報共有を行うこととします。

イ 市町村の介護担当部局で行う介護予防・日常生活支援総合事業、在宅医療・介護連携などの地域支援事業や、介護保険事業計画に基づく事業について、市町村の国保担当部局も参加・協力することとします。

#### (2) 特定健康診査とがん検診との連携

特定健康診査実施率とがん検診受診率を向上させるためには、特定健康診査とがん検診の同時実施が効果的です。

市町村は、特定健康診査とがん検診の同時実施の取組みを推進することとします。

#### (3) その他施策との連携

必要に応じ、次の施策との連携を図ります。

- ・熊本県障がい福祉計画に基づく取組み
- ・地域医療介護総合確保基金事業

## 第8章 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他の事項

### 1 県と市町村の連絡体制

県が中心となって行う国保の財政運営に、市町村の意見を反映させる場として、県・市町村相互間の連携会議及び必要に応じ作業部会を開催します。

### 2 研修及び広報の実施

#### (1) 研修の実施

県は、市町村が実施する事業の効果的・効率的な実施のため、保険者協議会及び国保連と連携して、市町村職員の資質向上等につながる研修を実施します。

- ① 国保事務初任者に対する研修
- ② 保険料(税)徴収事務に関する研修(再掲)
- ③ レセプト点検に関する研修(再掲)
- ④ 医療費適正化・保健事業に関する研修(再掲)
- ⑤ その他国保事業運営に必要な研修

#### (2) 広報の実施

国保に関する広報については、啓発効果が高まるよう、県、市町村、国保連が連携し、一定の時期に集中して行うなど、効果的に実施します。

- ① 保険料(税)の納期内納付及び口座振替の促進(再掲)
- ② 資格得喪届出の勧奨(再掲)
- ③ 適正受診の普及啓発
- ④ 特定健康診査の受診勧奨
- ⑤ その他、制度に関する周知等

### 3 市町村のインセンティブの確保

平成30年度から、市町村における保険料(税)の収納率向上や医療費適正化に向けた取組みに対するインセンティブを確保する仕組みとして、保険者努力支援制度が本格実施されます。

これまでも、県では、市町村のインセンティブ確保のため、保険料(税)の収納率や特定健康診査実施率の向上等に関する市町村の取組状況を評価し、県の特別調整交付金の重点的な配分を行ってきました。

平成30年度以降も、国保の安定的な財政運営を確保するため、特別交付金を活用し、市町村のインセンティブを確保します。

## 参考資料

### 1 参照条文

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）

附則第7条 都道府県は、施行日の前日までに、平成30年改正後国保法第82条の2（第8項を除く。）の規定の例により、同条第1項に規定する都道府県国民健康保険運営方針を定めるものとする。

※施行日は平成30年4月1日

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

（損害賠償請求権）

第64条 市町村及び組合は、給付事由が第三者の行為によつて生じた場合において、保険給付を行つたときは、その給付の価額（当該保険給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に関し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。次条第1項において同じ。）の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、保険給付を受けるべき者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市町村及び組合は、その価額の限度において、保険給付を行う責を免かれる。

3 市町村及び組合は、第一項の規定により取得した請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会であつて厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

（都道府県国民健康保険運営方針）

第82条の2 都道府県は、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の運営に関する方針（以下「都道府県国民健康保険運営方針」という。）を定めるものとする。

2 都道府県国民健康保険運営方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し
- 二 当該都道府県内の市町村における保険料の標準的な算定方法に関する事項
- 三 当該都道府県内の市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項
- 四 当該都道府県内の市町村における保険給付の適正な実施に関する事項

3 都道府県国民健康保険運営方針においては、前項に規定する事項のほか、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 医療に要する費用の適正化の取組に関する事項
- 二 当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項
- 三 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との連携に関する

## 事項

四 前項各号（第1号を除く。）及び前3号に掲げる事項の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他都道府県が必要と認める事項

- 4 都道府県は、当該都道府県内の市町村のうち、当該市町村における医療に要する費用の額が厚生労働省令で定めるところにより被保険者の数及び年齢階層別の分布状況その他の事情を勘案してもなお著しく多額であると認められるものがある場合には、その定める都道府県国民健康保険運営方針において、前項第1号に掲げる事項として医療に要する費用の適正化その他の必要な措置を定めるよう努めるものとする。
- 5 都道府県国民健康保険運営方針は、高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項に規定する都道府県医療費適正化計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。
- 6 都道府県は、都道府県国民健康保険運営方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県内の市町村の意見を聴かなければならない。
- 7 都道府県は、都道府県国民健康保険運営方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 8 市町村は、都道府県国民健康保険運営方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努めるものとする。
- 9 都道府県は、都道府県国民健康保険運営方針の作成及び都道府県国民健康保険運営方針に定める施策の実施に関して必要があると認めるときは、国民健康保険団体連合会その他の関係者に対して必要な協力を求めることができる。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
--

## （都道府県障害福祉計画）

- 第89条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 2 都道府県障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
    - 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
    - 二 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
    - 三 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数
    - 四 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
  - 3 都道府県障害福祉計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
    - 一 前項第1号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
    - 二 前項第1号の区域ごとの指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項
    - 三 指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項
    - 四 前項第2号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び同項第四号

の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

- 4 都道府県障害福祉計画は、障害者基本法第11条第2項に規定する都道府県障害者計画、社会福祉法第108条に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 5 都道府県障害福祉計画は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する医療計画と相まって、精神科病院に入院している精神障害者の退院の促進に資するものでなければならない。
- 6 都道府県は、協議会を設置したときは、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 7 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法第36条第1項の合議制の機関の意見を聴かななければならない。
- 8 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

## 2 用語解説

### あ行

#### 1 一部負担金

被保険者が、保険医療機関等を受診した際に窓口で支払うものです。  
年齢や所得の区分により、1割～3割の負担割合になっています。

#### 2 医療費指数反映係数「 $\alpha$ 」

各市町村ごとの納付金額を算定する際、医療費指数をどの程度反映させるかを調整する係数です。0から1の間で決定し、 $\alpha = 1$ の場合は医療費指数を納付金の配分に全て反映し、 $\alpha = 0$ の場合は医療費指数を納付金の配分に全く反映させないこととなります。

### か行

#### 3 過誤調整

診療（調剤）報酬支払額を決定した後において、保険者からの申出により過誤を確認した場合に、保険医療機関等への翌月以降の支払額から、その過誤額を調整することをいいます。

#### 4 国の調整交付金

国から交付される交付金で、都道府県間の財政力の不均衡を調整するために交付される普通調整交付金、画一的な測定方法によって措置できない特別な事情を考慮して交付される特別調整交付金及び納付金の仕組みの導入等に伴う保険料水準の激変緩和措置のために交付される暫定措置分があります。

#### 5 熊本県国民健康保険団体連合会（国保連）

熊本県内の国保の保険者（熊本県（平成30年度～）、市町村及び国民健康保険組合）が共同してその目的を達成するため、国民健康保険法第83条に基づき設立する法人です。

国保連が行う主な業務は、次のとおりです。

- ・ 保険者の事務の共同処理
- ・ 診療報酬の審査及び支払
- ・ 保健事業
- ・ 特定健康診査・特定保健指導等に関する事業
- ・ 国民健康保険に関する調査及び研究
- ・ 国民健康保険に関する広報及び研修等保険者の円滑な事業運営に資する事業、その他目的を達成するために必要な事業

このほか、後期高齢者医療に関する費用の審査及び支払や、介護給付費の請求に関する審査及び支払等を行っています。

#### 6 熊本県国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会

柔道整復師の施術に係る療養費の支給申請書を適正かつ効率的に審査することを目的に、熊本県国民健康保険団体連合会に設置された委員会であり、施術担当者を代表する委員4人、保険者を代表する委員4人及び学識経験者2人の計10人により構成されています。

## 7 繰上充用

ある年度の決算で、歳出を賄う歳入が確保できなかった場合に、翌年度の歳入でその不足分を賄うことです。

地方自治法施行令（昭和25年政令第16号）第166条の2の規定で、「会計年度経過後にいたって歳入が歳出に不足するときは、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てることができる。この場合においては、そのために必要な額を翌年度の歳入歳出予算に編入しなければならない。」とされています。

## 8 県繰入金

国保の財政の安定化を図るとともに、及び市町村の財政状況その他の事情に応じた財政調整を行うことを目的とした、県の一般会計から国民健康保険特別会計への繰入金のことをいいます。この繰入金は、保険給付費の支払に充てるために市町村に交付する普通交付金と、各市町村の特別な事情に基づき交付する特別交付金とに分けられます。

## 9 高額介護合算療養費

医療保険と介護保険の両方の制度を利用し、1年間の自己負担の合計額が高額となった場合に、申請に基づき基準額を超えた額が高額介護合算療養費として支給されます。

## 10 高額療養費

保険医療機関等の窓口で支払った一部負担金の額が高額になり、限度額を超えた場合、その超えた額が高額療養費として支給されます。

高額療養費の支給が、直近12か月で4回以上となった場合、限度額が下がる場合がありますが、これを高額療養費の多数回該当といいます。

## 11 後発医薬品

後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、先発医薬品の特許終了後に、先発医薬品と品質・有効性・安全性が同等であるものとして厚生労働大臣が製造販売の承認を行っている医薬品のことです。

一般的に、開発費用が安く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が低くなっています。

## 12 後発医薬品差額通知書

長期服用者など、後発医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減額が大きい方を対象とした、後発医薬品に切り替えた場合の自己負担額の差額についての通知書のことです。

## 13 高齢受給者証

70歳から74歳までの被保険者に交付するもので、被保険者証とともに保険医療機関等の窓口に表示することで、前年所得等に応じて、一部負担金の負担割合が1割から3割までのいずれかとなります。

## 14 国保財政安定化支援事業

保険者の責めに帰することができない特別な事情に基づくと考えられる要因に着目して、限定的に市町村の一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り入れる事業であり、その費用については、国の地方財政措置が講じられています。



## 15 国保総合システム

国民健康保険中央会が開発した全国共通の標準システムで、国保連が運営する診療報酬の審査支払を管理する基幹システムです。

レセプトがシステム内に保管されており、端末上から画面によるレセプトの閲覧や点検を行うこともできます。

## 16 国保連

→「熊本県国民健康保険団体連合会」を参照

## 17 国民健康保険事業費納付金（納付金）

国民健康保険保険給付費等交付金の交付の費用等に充てるため、市町村が県に納める納付金です。その財源は、主に保険料(税)となります。

市町村ごとの納付金の額は、市町村ごとの年齢調整後の医療費水準や所得水準等を考慮し、県が決定します。

## 18 国民健康保険保険給付費等交付金

県が市町村に交付する交付金であり、市町村が保険給付に要した費用について交付する普通交付金と、市町村の財政状況その他特別な事情に応じて交付する特別交付金があります。

さ行
----

## 19 市町村事務処理標準システム

市町村が行う資格管理、保険給付、保険料(税)の賦課徴収といった国保の各種事務を行うためのシステムで、国が開発し、市町村に無償配布されます。

## 20 市町村標準保険料率

市町村から県への納付金の額を踏まえた、市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表すものです。標準的な被保険者の負担の見える化を図るとともに、各市町村が保険料(税)率を決定する際に参考にできる値です。

21 所得係数「 $\beta$ 」

各市町村ごとの納付金額を算定する際、所得水準をどの程度反映させるかを調整する係数です。全国平均と比較した都道府県の所得水準に応じて設定します。平均的な所得水準の都道府県は1となり、所得水準に応じて配分する納付金額と被保険者数等に応じて配分する納付金額の割合が50:50になります。

また、所得係数は、市町村標準保険料率の算定においても設定します。

た行
----

## 22 ターンアラウンド方式

例えば、通知文書及び申請書を同封して送付することや、申請書に必要な事項をあらかじめ印字しておくことなど、申請者の手間を軽減するために行う各種手法のことを、ターンアラウンド方式といいます。

23 短期被保険者証

被保険者が保険料(税)を滞納した場合に交付される、通常の保険証より短い有効期間の被保険者証です。有効期間以外は、通常の被保険者証と同様の効力があります。

24 特別交付金

→「国民健康保険保険給付費等交付金」を参照

25 特定健康診査（特定健診）

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）により、保険者が、40～74歳の加入者を対象として、毎年度実施する内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した検査項目での健康診査をいいます。

26 特定保健指導

保険者が、特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対し、毎年度実施する、動機付け支援・積極的支援をいいます。

な行

27 内容点検効果額

レセプトの内容の点検金額を被保険者数（年度平均）で除した金額で、被保険者一人当たりの内容点検の効果額を示しています。

28 内容点検効果率

レセプトの内容の点検金額を診療（調剤）報酬に係る保険者負担額で除した金額で、保険者負担額全体に占める内容点検効果額の割合を示しています。

29 納付金

→「国民健康保険事業費納付金」を参照

は行

30 被保険者資格証明書

被保険者が保険料(税)を滞納した場合に、通常の被保険者証より短い有効期間である、「短期被保険者証」が発行されますが、さらに滞納を続けた場合に発行されるものが被保険者資格証明書です。

通常の被保険者証や短期被保険者証との違いは、医療機関等を受診した際に、一旦医療費の全額の支払いをする必要があることです。保険給付を受けるためには、後日市町村に申請する必要があります。

31 賦課限度額

保険料(税)額の算定においては、上限額が国民健康保険法施行令及び地方税法で定められており、平成29年度は年額で医療分が54万円、後期分が19万円、介護分が16万円となっています。

### 32 法定外繰入れ

一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れのうち、法令、通知等の根拠がなく、各自治体の判断で繰り入れているものを、法定外繰入れといいます。

法定外繰入は、保険料(税)の負担緩和など、決算補填等目的のために行われるものと、保健事業費に充てるためなど、決算補填等目的以外のために行われるものがあります。

### 33 保険給付

国保の保険給付は、被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に関して行うこととしています。

我が国の医療保険制度は、現物給付が原則となっており、国保も同様です。具体的には、被保険者は、病院や薬局等において直接診察等を受け、保険者と被保険者は、それぞれ負担する割合に応じた額を、医療機関に支払います。

保険給付の種類は、次のとおりです。

- ・療養の給付（診察、処置、薬剤の支給等）（現物給付）
- ・入院時食事療養費
- ・入院時生活療養費
- ・保険外併用療養費
- ・療養費（現金給付）
- ・特別療養費
- ・高額療養費
- ・高額介護合算療養費
- ・訪問看護療養費
- ・移送費
- ・その他（出産育児一時金、葬祭費等）

### 34 保険者間調整

被保険者が資格喪失後に被保険者証を返還せず、無資格で医療機関等を受診することにより生じる保険給付費については、当該被保険者であった者がその金額の金銭を前加入保険者に返還するとともに、受診時に加入している医療保険の保険者に療養費として請求し、返還した保険給付費相当額の給付を受けることが原則ですが、被保険者の同意を得て、資格喪失後受診に係る保険給付費の返還及びこれに伴う療養費の請求について、保険者が代理し、精算を行うことをいいます。

### 35 熊本県保険者協議会

県内の医療保険の保険者が連携・協力し、保健事業等を効率的かつ効果的に実施することにより、被保険者等の健康の保持増進を図るとともに、保険者の円滑な事業運営に資することを目的として設立された、高齢者の医療の確保に関する法律第157条の2第1項に規定する保険者協議会です。

### 36 保険者努力支援制度

医療費適正化に向けた取組み等、努力を行う自治体に対し財政的支援を行うため、平成30年度から特定健康診査の実施率や保険料(税)の収納率の向上等、自治体の取組状況に応じて国から交付金が交付される制度です。

なお、この制度は、国の特別調整交付金を活用して、その一部について平成28年度から前倒して実施されています。

### 37 保険料(税)

市町村は、県に対する納付金の納付に要する費用等に充てるため、国保に加入する世帯の世帯主から保険料又は保険税を徴収しなければなりません。

保険料(税)率は、まず、保険料(税)として賦課すべき総額を定め、納付(税)義務者で按分する総額按分方式で算定されます。

県内45市町村のうち、保険料方式は熊本市だけで、熊本市以外の市町村は、すべて保険税方式を採用しています。

保険料と保険税は、賦課することができる期間や、徴収権及び還付請求権の消滅時効等に違いがあります。

ま行

や行

ら行

### 38 レセプト

診療（調剤）報酬明細書といいます。患者が公的医療保険を使って診療を受けると、医療機関はその患者に対して実施した医療行為すべての名称とそれらの診療報酬を記載したレセプトを、保険者へ送付して、費用の支払いを求めます。

わ行

その他

### 39 KDBシステム

国保データベースシステムのことで、国保連が国保の保険者の委託を受けて行う業務を通じて管理する情報を利活用し、統計情報等を保険者向けに情報提供することで、保険者の効率的で効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的としています。

## 3 統計数値

(1) 医療費（療養諸費）の状況（平成27年度）	40
(2) 市町村別一人当たり医療費の推移	43
(3) 市町村別の加入世帯数及び被保険者数の推移	44
(4) 市町村の保険料(税)算定方式（平成28年度）	45
(5) 保険料(税)の市町村別賦課割合（平成27年度・一般医療分）	46
(6) 保険料(税)率の状況（平成27年度）	47
(7) 保険料(税)収納率の推移（現年度分）	48
(8) 保険料(税)の収納額の状況（平成27年度）	49
(9) レセプト2次点検の実施状況	50
(10) 特定健康診査実施率の推移	51
(11) 特定保健指導実施率の推移	52

## (1) 医療費(療養諸費)の状況(平成27年度)

(単位:件、円)

番号	市町村名	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	国保優先
市町村計	平成23年度	8,203,789	182,526,494,803	132,699,559,576	43,124,836,105	6,702,099,122
	平成24年度	8,190,431	182,254,621,696	132,495,226,615	42,956,687,008	6,802,708,073
	平成25年度	8,198,864	184,026,276,636	133,827,237,243	43,218,311,207	6,980,728,186
	平成26年度	8,189,434	186,449,352,622	135,745,398,688	43,802,172,941	6,901,780,993
	平成27年度	8,079,535	188,695,782,700	137,359,369,878	44,994,877,489	6,341,535,333
1	熊本市	2,890,084	66,711,641,436	48,624,979,243	16,258,588,807	1,828,073,386
2	八代市	660,917	14,852,493,454	10,799,165,213	3,545,813,962	507,514,279
3	人吉市	171,698	3,515,850,820	2,568,179,783	854,709,652	92,961,385
4	荒尾市	250,002	6,969,136,960	5,081,925,574	1,688,125,823	199,085,563
5	水俣市	146,096	3,936,683,238	2,871,118,977	597,641,338	467,922,923
6	玉名市	339,763	7,611,824,581	5,538,646,597	1,865,717,121	207,460,863
7	天草市	483,950	11,252,844,259	8,171,698,801	2,680,664,942	400,480,516
8	山鹿市	241,352	6,371,646,307	4,640,692,329	1,524,465,605	206,488,373
9	菊池市	235,235	5,677,288,344	4,131,251,538	1,394,484,655	151,552,151
10	宇土市	164,657	3,935,205,440	2,864,538,093	955,787,521	114,879,826
11	上天草市	150,973	3,784,328,118	2,749,125,386	836,778,953	198,423,779
12	宇城市	284,645	7,015,133,690	5,104,586,497	1,701,927,803	208,619,390
13	阿蘇市	129,274	3,099,122,447	2,251,655,132	769,724,051	77,743,264
14	合志市	219,989	5,314,944,078	3,869,691,744	1,285,967,947	159,284,387
15	美里町	56,463	1,364,377,080	991,062,281	342,243,143	31,071,656
16	玉東町	26,830	588,979,402	432,526,280	137,587,802	18,865,320
17	和水町	51,998	1,191,118,145	867,092,539	285,646,566	38,379,040
18	南関町	48,303	1,191,798,125	865,227,615	294,244,012	32,326,498
19	長洲町	78,261	1,840,193,440	1,342,663,125	439,667,538	57,862,777
20	大津町	110,347	2,529,526,094	1,836,784,062	607,189,537	85,552,495
21	菊陽町	135,256	2,838,552,176	2,064,195,739	690,382,586	83,973,851
22	南小国町	22,464	465,021,609	337,945,059	113,108,582	13,967,968
23	小国町	40,587	892,347,867	648,725,862	223,238,184	20,383,821
24	産山村	7,776	179,924,659	132,774,602	42,819,724	4,330,333
25	高森町	36,005	866,699,967	627,506,021	218,523,372	20,670,574
26	南阿蘇村	61,812	1,448,287,139	1,053,778,397	362,565,787	31,942,955
27	西原村	30,461	760,844,144	551,929,219	185,632,065	23,282,860
28	御船町	94,905	1,988,803,664	1,443,952,584	480,848,248	64,002,832
29	嘉島町	35,449	832,846,367	603,846,563	204,432,135	24,567,669
30	益城町	154,727	3,310,676,032	2,411,060,744	792,098,515	107,516,773
31	甲佐町	59,337	1,377,302,604	1,002,213,634	340,049,376	35,039,594
32	山都町	86,618	2,250,791,244	1,630,080,935	561,121,437	59,588,872
33	氷川町	81,214	1,705,418,447	1,239,733,296	410,844,517	54,840,634
34	芦北町	121,326	2,907,078,953	2,111,089,946	403,533,562	392,455,445
35	津奈木町	30,804	772,546,901	562,056,452	92,524,780	117,965,669
36	錦町	54,972	1,209,141,655	876,427,692	303,229,472	29,484,491
37	あさぎり町	87,845	1,840,642,017	1,342,265,467	452,896,882	45,479,668
38	多良木町	51,544	1,083,883,882	788,828,222	261,056,768	33,998,892
39	湯前町	22,318	460,801,463	336,477,540	108,949,186	15,374,737
40	水上村	12,814	252,867,274	184,161,445	60,103,937	8,601,892
41	相良村	26,647	532,015,512	385,459,927	131,386,090	15,169,495
42	五木村	5,889	152,193,213	111,990,126	37,285,756	2,917,331
43	山江村	19,021	396,097,789	287,256,990	100,762,097	8,078,702
44	球磨村	20,656	461,603,281	334,240,737	115,321,151	12,041,393
45	苓北町	38,251	955,259,383	688,761,870	235,186,502	31,311,011

出典:熊本県国民健康保険事業状況報告書

## 医療費(療養諸費)の状況(うち一般被保険者分)(平成27年度)

(単位:件、円)

番号	市町村名	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	国保優先
市町村計	平成23年度	7,586,618	169,059,874,933	123,282,857,863	39,415,677,919	6,361,339,151
	平成24年度	7,612,298	169,949,561,311	123,918,481,964	39,566,193,202	6,464,886,145
	平成25年度	7,688,998	172,937,974,468	126,071,865,802	40,198,009,945	6,668,098,721
	平成26年度	7,764,168	177,149,749,048	129,240,396,730	41,266,589,503	6,642,762,815
	平成27年度	7,740,476	181,071,431,134	132,023,938,870	42,914,241,188	6,133,251,076
1	熊本市	2,815,689	64,990,205,536	47,420,683,824	15,782,659,213	1,786,862,499
2	八代市	637,054	14,342,086,256	10,442,280,867	3,404,910,840	494,894,549
3	人吉市	161,879	3,313,889,300	2,427,083,206	796,228,567	90,577,527
4	荒尾市	237,195	6,667,558,451	4,870,887,149	1,601,116,283	195,555,019
5	水俣市	137,402	3,749,788,553	2,740,426,869	571,252,867	438,108,817
6	玉名市	319,413	7,205,059,910	5,254,108,132	1,750,822,859	200,128,919
7	天草市	458,166	10,699,644,581	7,784,771,053	2,527,883,208	386,990,320
8	山鹿市	231,482	6,169,846,506	4,499,615,221	1,466,062,759	204,168,526
9	菊池市	223,610	5,412,724,836	3,946,135,193	1,318,679,297	147,910,346
10	宇土市	156,585	3,751,203,430	2,735,740,520	901,786,414	113,676,496
11	上天草市	142,639	3,592,709,521	2,615,290,045	792,186,944	185,232,532
12	宇城市	269,660	6,666,448,805	4,860,695,562	1,601,122,386	204,630,857
13	阿蘇市	122,738	2,943,809,181	2,142,981,424	725,049,382	75,778,375
14	合志市	209,119	5,039,395,781	3,677,026,405	1,207,220,862	155,148,514
15	美里町	52,918	1,271,848,179	926,351,418	315,379,974	30,116,787
16	玉東町	25,583	564,281,649	415,223,473	130,509,532	18,548,644
17	和水町	48,815	1,122,708,916	819,306,110	266,078,263	37,324,543
18	南関町	45,062	1,126,721,000	819,681,944	274,980,505	32,058,551
19	長洲町	73,757	1,726,318,736	1,260,728,315	408,873,987	56,716,434
20	大津町	103,989	2,352,280,391	1,712,743,057	556,646,218	82,891,116
21	菊陽町	127,924	2,672,349,919	1,947,931,428	643,679,894	80,738,597
22	南小国町	21,611	453,067,023	329,584,628	109,514,427	13,967,968
23	小国町	38,743	849,945,350	619,087,991	211,588,014	19,269,345
24	産山村	7,526	174,157,113	128,737,115	41,089,665	4,330,333
25	高森町	34,530	831,899,457	603,178,834	208,104,897	20,615,726
26	南阿蘇村	59,279	1,396,697,699	1,017,451,018	347,624,976	31,621,705
27	西原村	28,676	720,283,361	523,552,910	174,444,140	22,286,311
28	御船町	89,635	1,867,361,501	1,359,033,145	445,758,875	62,569,481
29	嘉島町	33,581	774,181,599	562,815,108	187,790,699	23,575,792
30	益城町	146,407	3,072,459,709	2,244,292,858	725,231,607	102,935,244
31	甲佐町	56,305	1,312,097,810	956,614,103	322,745,948	32,737,759
32	山都町	83,277	2,175,252,079	1,577,209,872	540,041,958	58,000,249
33	氷川町	78,018	1,652,266,581	1,202,567,945	395,768,792	53,929,844
34	芦北町	111,959	2,732,845,120	1,989,255,802	379,827,717	363,761,601
35	津奈木町	28,280	725,302,428	529,089,074	87,472,373	108,740,981
36	錦町	52,392	1,152,607,203	836,871,964	286,963,285	28,771,954
37	あさぎり町	83,452	1,755,056,265	1,282,375,317	427,625,579	45,055,369
38	多良木町	48,433	1,023,688,810	746,733,484	244,194,082	32,761,244
39	湯前町	21,502	451,231,453	329,783,641	106,200,209	15,247,603
40	水上村	12,255	242,153,961	176,664,797	57,580,391	7,908,773
41	相良村	24,357	483,313,772	351,356,710	118,091,061	13,866,001
42	五木村	5,849	151,879,193	111,770,312	37,191,550	2,917,331
43	山江村	18,308	379,840,942	275,874,428	96,214,991	7,751,523
44	球磨村	19,391	412,999,603	300,238,831	101,002,010	11,758,762
45	苓北町	36,031	899,963,665	650,107,768	219,043,688	30,812,209

出典:熊本県国民健康保険事業状況報告書

## 医療費(療養諸費)の状況(うち退職被保険者等分)(平成27年度)

(単位:件、円)

番号	市町村名	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	国保優先
市町村計	平成23年度	617,171	13,466,619,870	9,416,701,713	3,709,158,186	340,759,971
	平成24年度	578,133	12,305,060,385	8,576,744,651	3,390,493,806	337,821,928
	平成25年度	509,866	11,088,302,168	7,755,371,441	3,020,301,262	312,629,465
	平成26年度	425,266	9,299,603,574	6,505,001,958	2,535,583,438	259,018,178
	平成27年度	339,059	7,624,351,566	5,335,431,008	2,080,636,301	208,284,257
1	熊本市	74,395	1,721,435,900	1,204,295,419	475,929,594	41,210,887
2	八代市	23,863	510,407,198	356,884,346	140,903,122	12,619,730
3	人吉市	9,819	201,961,520	141,096,577	58,481,085	2,383,858
4	荒尾市	12,807	301,578,509	211,038,425	87,009,540	3,530,544
5	水俣市	8,694	186,894,685	130,692,108	26,388,471	29,814,106
6	玉名市	20,350	406,764,671	284,538,465	114,894,262	7,331,944
7	天草市	25,784	553,199,678	386,927,748	152,781,734	13,490,196
8	山鹿市	9,870	201,799,801	141,077,108	58,402,846	2,319,847
9	菊池市	11,625	264,563,508	185,116,345	75,805,358	3,641,805
10	宇土市	8,072	184,002,010	128,797,573	54,001,107	1,203,330
11	上天草市	8,334	191,618,597	133,835,341	44,592,009	13,191,247
12	宇城市	14,985	348,684,885	243,890,935	100,805,417	3,988,533
13	阿蘇市	6,536	155,313,266	108,673,708	44,674,669	1,964,889
14	合志市	10,870	275,548,297	192,665,339	78,747,085	4,135,873
15	美里町	3,545	92,528,901	64,710,863	26,863,169	954,869
16	玉東町	1,247	24,697,753	17,302,807	7,078,270	316,676
17	和水町	3,183	68,409,229	47,786,429	19,568,303	1,054,497
18	南関町	3,241	65,077,125	45,545,671	19,263,507	267,947
19	長洲町	4,504	113,874,704	81,934,810	30,793,551	1,146,343
20	大津町	6,358	177,245,703	124,041,005	50,543,319	2,661,379
21	菊陽町	7,332	166,202,257	116,264,311	46,702,692	3,235,254
22	南小国町	853	11,954,586	8,360,431	3,594,155	0
23	小国町	1,844	42,402,517	29,637,871	11,650,170	1,114,476
24	産山村	250	5,767,546	4,037,487	1,730,059	0
25	高森町	1,475	34,800,510	24,327,187	10,418,475	54,848
26	南阿蘇村	2,533	51,589,440	36,327,379	14,940,811	321,250
27	西原村	1,785	40,560,783	28,376,309	11,187,925	996,549
28	御船町	5,270	121,442,163	84,919,439	35,089,373	1,433,351
29	嘉島町	1,868	58,664,768	41,031,455	16,641,436	991,877
30	益城町	8,320	238,216,323	166,767,886	66,866,908	4,581,529
31	甲佐町	3,032	65,204,794	45,599,531	17,303,428	2,301,835
32	山都町	3,341	75,539,165	52,871,063	21,079,479	1,588,623
33	氷川町	3,196	53,151,866	37,165,351	15,075,725	910,790
34	芦北町	9,367	174,233,833	121,834,144	23,705,845	28,693,844
35	津奈木町	2,524	47,244,473	32,967,378	5,052,407	9,224,688
36	錦町	2,580	56,534,452	39,555,728	16,266,187	712,537
37	あさぎり町	4,393	85,585,752	59,890,150	25,271,303	424,299
38	多良木町	3,111	60,195,072	42,094,738	16,862,686	1,237,648
39	湯前町	816	9,570,010	6,693,899	2,748,977	127,134
40	水上村	559	10,713,313	7,496,648	2,523,546	693,119
41	相良村	2,290	48,701,740	34,103,217	13,295,029	1,303,494
42	五木村	40	314,020	219,814	94,206	0
43	山江村	713	16,256,847	11,382,562	4,547,106	327,179
44	球磨村	1,265	48,603,678	34,001,906	14,319,141	282,631
45	苓北町	2,220	55,295,718	38,654,102	16,142,814	498,802

出典:熊本県国民健康保険事業状況報告書



## (2) 市町村別一人当たり医療費の推移

(単位:円)

番号	市町村名	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
1	熊本市	323,421	325,645	333,771	350,266	366,433
2	八代市	336,048	339,062	353,729	363,340	381,822
3	人吉市	341,768	351,796	363,535	388,854	386,442
4	荒尾市	412,697	433,069	437,154	462,725	474,672
5	水俣市	496,467	481,638	523,049	524,653	563,833
6	玉名市	355,019	352,320	360,833	376,361	384,436
7	天草市	367,698	378,527	390,766	406,237	417,793
8	山鹿市	323,641	345,859	342,490	362,528	393,871
9	菊池市	329,947	339,259	360,714	373,285	380,337
10	宇土市	328,242	335,101	341,546	354,266	379,407
11	上天草市	352,782	358,747	378,372	387,613	410,403
12	宇城市	336,370	333,248	348,552	371,267	389,384
13	阿蘇市	360,288	372,061	376,387	386,141	390,859
14	合志市	350,231	356,675	371,226	380,285	404,547
15	美里町	313,372	328,533	356,269	369,395	421,364
16	玉東町	307,332	314,063	338,359	360,189	355,021
17	和水町	340,031	361,419	345,134	364,284	381,524
18	南関町	369,672	377,296	415,690	411,231	425,946
19	長洲町	369,019	389,724	393,064	392,341	419,465
20	大津町	303,972	318,531	324,466	337,996	361,413
21	菊陽町	295,687	310,453	322,024	323,872	335,923
22	南小国町	294,062	293,828	308,433	313,734	293,574
23	小国町	264,527	277,154	295,964	282,085	326,628
24	産山村	291,222	279,033	295,089	267,344	307,564
25	高森町	325,987	316,391	335,503	353,811	362,636
26	南阿蘇村	325,211	323,605	342,570	356,363	364,900
27	西原村	315,791	294,784	321,807	349,167	394,833
28	御船町	341,489	342,326	354,374	364,603	378,964
29	嘉島町	344,720	359,501	352,408	359,773	386,113
30	益城町	327,098	327,183	350,232	365,478	368,878
31	甲佐町	349,172	357,052	364,874	363,300	404,375
32	山都町	327,054	330,594	353,278	371,566	388,335
33	氷川町	296,052	309,689	322,312	346,736	366,363
34	芦北町	451,490	479,717	500,709	523,359	547,266
35	津奈木町	453,866	473,994	482,525	498,506	542,138
36	錦町	319,889	329,266	338,342	351,734	391,435
37	あさぎり町	314,208	323,991	344,925	367,692	389,307
38	多良木町	290,556	310,182	311,916	315,696	348,628
39	湯前町	316,586	352,041	355,654	349,787	368,641
40	水上村	330,558	319,483	345,676	341,392	344,976
41	相良村	317,801	316,857	336,580	376,375	397,323
42	五木村	389,092	401,596	430,272	414,887	486,240
43	山江村	381,089	377,263	402,270	401,503	404,181
44	球磨村	378,702	400,830	412,794	426,134	429,398
45	苓北町	399,038	404,110	387,199	383,764	428,367
	県平均	338,411	344,013	354,999	369,590	386,757

出典:厚生労働省「国民健康保険事業年報」

## (3) 市町村別の加入世帯数及び被保険者数の推移

(単位:世帯数、人)

番号	市町村名	H23年度		H24年度		H25年度		H26年度		H27年度	
		世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数
1	熊本市	112,237	197,328	111,987	194,745	111,299	191,619	109,985	187,492	108,218	182,057
2	八代市	22,812	42,670	22,651	41,882	22,448	41,095	22,228	40,065	21,956	38,899
3	人吉市	6,062	10,478	5,953	10,190	5,843	9,840	5,716	9,457	5,602	9,098
4	荒尾市	9,165	16,050	9,033	15,720	9,011	15,451	8,911	15,185	8,753	14,682
5	水俣市	4,687	7,746	4,658	7,645	4,584	7,401	4,512	7,230	4,442	6,982
6	玉名市	11,332	21,985	11,147	21,490	11,009	20,960	10,926	20,450	10,747	19,800
7	天草市	17,145	31,477	16,800	30,390	16,366	29,160	15,961	28,002	15,581	26,934
8	山鹿市	9,719	18,304	9,604	17,928	9,482	17,467	9,335	16,938	9,062	16,177
9	菊池市	8,242	16,586	8,207	16,269	8,169	15,987	8,001	15,396	7,880	14,927
10	宇土市	6,007	11,620	6,023	11,505	5,953	11,190	5,837	10,784	5,750	10,372
11	上天草市	5,838	11,287	5,694	10,764	5,550	10,244	5,374	9,744	5,165	9,221
12	宇城市	10,145	19,871	10,150	19,604	10,102	19,276	9,932	18,745	9,704	18,016
13	阿蘇市	4,874	8,876	4,832	8,621	4,766	8,439	4,703	8,249	4,609	7,929
14	合志市	7,388	13,760	7,453	13,799	7,452	13,681	7,412	13,380	7,388	13,138
15	美里町	2,088	3,769	2,056	3,688	2,027	3,571	1,997	3,471	1,903	3,238
16	玉東町	947	1,895	941	1,843	922	1,803	896	1,721	884	1,659
17	和水町	1,909	3,679	1,873	3,553	1,828	3,430	1,791	3,309	1,736	3,122
18	南関町	1,790	3,188	1,777	3,129	1,744	3,022	1,676	2,884	1,643	2,798
19	長洲町	2,582	4,549	2,568	4,497	2,548	4,436	2,550	4,423	2,553	4,387
20	大津町	3,953	7,370	4,023	7,342	4,068	7,387	4,007	7,199	3,968	6,999
21	菊陽町	4,694	8,841	4,721	8,811	4,756	8,800	4,745	8,679	4,690	8,450
22	南小国町	888	1,779	891	1,753	875	1,680	877	1,653	865	1,584
23	小国町	1,619	3,165	1,591	3,072	1,561	2,949	1,533	2,885	1,492	2,732
24	産山村	318	655	307	622	294	600	290	585	294	585
25	高森町	1,363	2,719	1,378	2,688	1,358	2,587	1,337	2,517	1,302	2,390
26	南阿蘇村	2,192	4,131	2,222	4,164	2,229	4,128	2,238	4,080	2,216	3,969
27	西原村	1,052	2,043	1,067	2,040	1,070	2,020	1,068	1,985	1,046	1,927
28	御船町	3,020	5,628	3,058	5,666	3,026	5,567	2,995	5,411	2,939	5,248
29	嘉島町	1,241	2,410	1,236	2,364	1,221	2,272	1,222	2,243	1,207	2,157
30	益城町	5,133	9,804	5,116	9,692	5,066	9,497	5,007	9,231	4,911	8,975
31	甲佐町	2,091	3,855	2,092	3,827	2,042	3,703	1,972	3,531	1,948	3,406
32	山都町	3,618	6,933	3,533	6,615	3,450	6,343	3,337	6,030	3,243	5,796
33	氷川町	2,372	5,155	2,345	5,054	2,299	4,854	2,289	4,752	2,274	4,655
34	芦北町	3,478	6,225	3,427	6,010	3,399	5,866	3,293	5,586	3,214	5,312
35	津奈木町	944	1,656	936	1,637	903	1,568	864	1,503	838	1,425
36	錦町	1,707	3,453	1,698	3,408	1,701	3,372	1,644	3,211	1,604	3,089
37	あさぎり町	2,707	5,441	2,668	5,272	2,633	5,113	2,582	4,930	2,511	4,728
38	多良木町	1,938	3,719	1,908	3,572	1,855	3,416	1,814	3,291	1,749	3,109
39	湯前町	773	1,464	754	1,382	732	1,335	721	1,286	707	1,250
40	水上村	455	841	481	832	428	791	422	755	411	733
41	相良村	839	1,623	817	1,572	803	1,528	785	1,451	757	1,339
42	五木村	230	377	222	350	215	341	200	324	197	313
43	山江村	602	1,139	599	1,100	583	1,056	573	1,026	556	980
44	球磨村	770	1,280	738	1,236	706	1,174	680	1,126	656	1,075
45	苓北町	1,427	2,539	1,387	2,447	1,361	2,367	1,332	2,281	1,314	2,230
	市町村計	294,393	539,363	292,622	529,790	289,737	518,386	285,570	504,476	280,485	487,892

※表中の数は、各年度平均の数である。

出典:国民健康保険事業年報(厚生労働省)

## (4) 市町村の保険料(税)算定方式(平成28年度)

(単位:世帯、人、%)

番号	市町村名	医療分 算定方式	H27年度平均		後期分 算定方式	H27年度平均		介護分 算定方式	H27.4.1現在	
			世帯数	被保険者数		世帯数	被保険者数		世帯数	被保険者数
1	熊本市	3	108,218	182,057	3	108,218	182,057	2	52,563	64,850
2	八代市	3	21,956	38,899	3	21,956	38,899	3	11,304	14,592
3	人吉市	3	5,602	9,098	3	5,602	9,098	3	2,853	3,469
4	荒尾市	3	8,753	14,682	3	8,753	14,682	3	4,118	5,049
5	水俣市	3	4,442	6,982	3	4,442	6,982	3	2,036	2,480
6	玉名市	3	10,747	19,800	3	10,747	19,800	3	5,617	7,375
7	天草市	3	15,581	26,934	3	15,581	26,934	2	8,451	10,729
8	山鹿市	3	9,062	16,177	2	9,062	16,177	2	4,786	6,103
9	菊池市	3	7,880	14,927	3	7,880	14,927	3	4,138	5,447
10	宇土市	3	5,750	10,372	3	5,750	10,372	3	3,000	3,840
11	上天草市	3	5,165	9,221	3	5,165	9,221	3	3,036	3,938
12	宇城市	3	9,704	18,016	3	9,704	18,016	3	5,264	6,907
13	阿蘇市	3	4,609	7,929	3	4,609	7,929	2	2,402	3,024
14	合志市	3	7,388	13,138	3	7,388	13,138	3	3,553	4,496
15	美里町	4	1,903	3,238	4	1,903	3,238	4	1,114	1,377
16	玉東町	4	884	1,659	4	884	1,659	4	503	655
17	和水町	4	1,736	3,122	4	1,736	3,122	4	935	1,222
18	南関町	4	1,643	2,798	4	1,643	2,798	4	824	1,028
19	長洲町	4	2,553	4,387	4	2,553	4,387	4	1,248	1,577
20	大津町	3	3,968	6,999	3	3,968	6,999	3	2,003	2,518
21	菊陽町	3	4,690	8,450	3	4,690	8,450	3	2,227	2,856
22	南小国町	4	865	1,584	4	865	1,584	2	483	632
23	小国町	4	1,492	2,732	4	1,492	2,732	2	860	1,104
24	産山村	4	294	585	4	294	585	2	165	222
25	高森町	3	1,302	2,390	3	1,302	2,390	2	757	992
26	南阿蘇村	3	2,216	3,969	3	2,216	3,969	2	1,201	1,566
27	西原村	3	1,046	1,927	3	1,046	1,927	2	574	762
28	御船町	4	2,939	5,248	4	2,939	5,248	4	1,521	1,931
29	嘉島町	4	1,207	2,157	4	1,207	2,157	4	632	786
30	益城町	4	4,911	8,975	3	4,911	8,975	2	2,564	3,307
31	甲佐町	4	1,948	3,406	4	1,948	3,406	4	1,020	1,294
32	山都町	4	3,243	5,796	4	3,243	5,796	4	1,886	2,496
33	氷川町	4	2,274	4,655	4	2,274	4,655	4	1,319	1,846
34	芦北町	4	3,214	5,312	4	3,214	5,312	4	1,668	2,088
35	津奈木町	4	838	1,425	4	838	1,425	4	482	615
36	錦町	3	1,604	3,089	3	1,604	3,089	3	898	1,173
37	あさぎり町	3	2,511	4,728	3	2,511	4,728	3	1,450	1,897
38	多良木町	3	1,749	3,109	3	1,749	3,109	3	1,009	1,284
39	湯前町	3	707	1,250	3	707	1,250	3	381	471
40	水上村	4	411	733	4	411	733	4	235	300
41	相良村	3	757	1,339	3	757	1,339	3	421	555
42	五木村	3	197	313	3	197	313	3	93	113
43	山江村	3	556	980	3	556	980	3	315	398
44	球磨村	4	656	1,075	4	656	1,075	4	364	448
45	苓北町	4	1,314	2,230	4	1,314	2,230	4	692	880
	2方式	0	0	0	1	9,062	16,177	11	74,806	93,291
	3方式	26	246,160	426,775	26	242,009	419,573	19	53,716	68,858
	4方式	19	34,325	61,117	18	29,414	52,142	15	14,443	18,543
	合計	45	280,485	487,892	45	280,485	487,892	45	142,965	180,692
	2方式割合	0.0	0.0	0.0	2.2	3.2	3.3	24.4	52.3	51.6
	3方式割合	57.8	87.8	87.5	57.8	86.3	86.0	42.2	37.6	38.1
	4方式割合	42.2	12.2	12.5	40.0	10.5	10.7	33.3	10.1	10.3

※算定方式は国保・高齢者医療課調べ

※世帯数及び被保険者数のうち、医療分及び後期分は国民健康保険事業年報(厚生労働省)、介護分は保険基盤安定負担金申請書の数値(10月20日までに把握した賦課期日現在)

## (5) 保険料(税)の市町村別賦課割合(平成27年度・一般被保険者医療分)

(単位:%)

番号	市町村名	応能割			応益割		
			所得割額	資産割額	均等割額	平等割額	
1	熊本市	54.81	54.81	0.00	45.19	31.02	14.17
2	八代市	59.23	59.23	0.00	40.77	28.77	12.00
3	人吉市	47.39	47.39	0.00	52.61	35.30	17.31
4	荒尾市	43.52	43.52	0.00	56.48	36.35	20.13
5	水俣市	49.25	40.56	8.69	50.75	31.21	19.54
6	玉名市	51.42	51.42	0.00	48.58	32.63	15.95
7	天草市	50.80	50.80	0.00	49.20	33.25	15.95
8	山鹿市	54.02	54.02	0.00	45.98	23.10	22.88
9	菊池市	51.84	51.84	0.00	48.16	33.26	14.90
10	宇土市	52.80	52.80	0.00	47.20	30.96	16.24
11	上天草市	50.54	50.31	0.23	49.46	37.31	12.15
12	宇城市	55.40	55.40	0.00	44.60	31.35	13.25
13	阿蘇市	57.71	57.71	0.00	42.29	25.74	16.55
14	合志市	52.05	52.05	0.00	47.95	31.60	16.35
15	美里町	52.84	43.71	9.13	47.16	30.45	16.71
16	玉東町	51.31	40.95	10.36	48.69	33.05	15.64
17	和水町	53.15	42.40	10.75	46.85	28.61	18.24
18	南関町	46.26	39.21	7.05	53.74	34.55	19.19
19	長洲町	48.94	41.69	7.25	51.06	33.70	17.36
20	大津町	49.55	49.55	0.00	50.45	33.56	16.89
21	菊陽町	52.72	52.72	0.00	47.28	32.04	15.24
22	南小国町	49.93	42.53	7.40	50.07	31.11	18.96
23	小国町	54.05	48.07	5.98	45.95	29.03	16.92
24	産山村	55.46	47.78	7.68	44.54	30.24	14.30
25	高森町	51.19	51.19	0.00	48.81	32.37	16.44
26	南阿蘇村	52.26	52.26	0.00	47.74	30.23	17.51
27	西原村	61.34	61.34	0.00	38.66	27.00	11.66
28	御船町	51.17	42.28	8.89	48.83	30.74	18.09
29	嘉島町	52.04	41.83	10.21	47.96	31.43	16.53
30	益城町	53.02	47.26	5.76	46.98	29.41	17.57
31	甲佐町	50.48	40.73	9.75	49.52	32.94	16.58
32	山都町	52.59	45.42	7.17	47.41	31.55	15.86
33	氷川町	58.00	49.54	8.46	42.00	26.42	15.58
34	芦北町	50.22	37.81	12.41	49.78	30.02	19.76
35	津奈木町	52.60	39.94	12.66	47.40	30.68	16.72
36	錦町	54.58	54.58	0.00	45.42	31.31	14.11
37	あさぎり町	59.72	59.72	0.00	40.28	24.00	16.28
38	多良木町	53.91	53.91	0.00	46.09	30.92	15.17
39	湯前町	52.38	52.38	0.00	47.62	33.19	14.43
40	水上村	51.89	46.68	5.21	48.11	31.57	16.54
41	相良村	52.90	52.90	0.00	47.10	31.18	15.92
42	五木村	57.86	57.86	0.00	42.14	28.05	14.09
43	山江村	49.07	49.07	0.00	50.93	30.13	20.80
44	球磨村	53.46	52.31	1.15	46.54	27.42	19.12
45	苓北町	50.67	42.10	8.57	49.33	34.12	15.21

出典:国民健康保険事業年報(厚生労働省)

## (6) 保険料(税)率の状況(平成27年度)

番号	市町村名	所得割(%)			資産割(%)			均等割(円)			平等割(円)		
		医療	後期	介護	医療	後期	介護	医療	後期	介護	医療	後期	介護
1	熊本市	9.2	2.3	2.2	0.0	0.0	0.0	28,400	7,300	13,400	22,600	5,700	0
2	八代市	9.5	2.4	1.9	0.0	0.0	0.0	24,800	6,200	8,000	19,200	4,800	5,700
3	人吉市	9.4	2.9	2.5	0.0	0.0	0.0	28,800	8,400	9,600	24,000	7,200	5,200
4	荒尾市	9.0	3.3	2.3	0.0	0.0	0.0	26,000	7,500	8,900	23,200	7,300	5,700
5	水俣市	6.1	2.6	1.0	27.0	13.0	7.1	16,200	7,000	5,400	16,400	7,000	3,100
6	玉名市	7.5	3.2	2.8	0.0	0.0	0.0	24,500	9,500	11,500	22,000	7,600	7,000
7	天草市	8.6	2.9	2.0	0.0	0.0	0.0	21,200	7,000	9,400	17,900	6,400	0
8	山鹿市	9.1	2.9	2.5	0.0	0.0	0.0	18,400	12,000	13,700	34,300	0	0
9	菊池市	8.0	2.5	2.0	0.0	0.0	0.0	28,000	7,800	10,000	25,000	7,500	7,000
10	宇土市	8.3	2.6	2.3	0.0	0.0	0.0	22,000	7,200	8,800	22,000	5,800	5,200
11	上天草市	8.9	2.5	2.0	0.0	0.0	0.0	29,000	10,000	10,000	18,000	3,000	3,000
12	宇城市	9.5	2.4	2.2	0.0	0.0	0.0	28,800	7,800	12,200	23,600	7,000	7,200
13	阿蘇市	9.9	2.5	2.0	0.0	0.0	0.0	22,800	6,000	11,400	26,600	7,000	0
14	合志市	9.0	2.3	1.7	0.0	0.0	0.0	27,400	6,600	8,000	26,300	6,700	6,000
15	美里町	7.8	1.9	1.4	44.0	11.0	11.0	22,500	6,000	7,000	22,500	5,000	4,000
16	玉東町	8.6	1.4	2.2	38.2	6.3	10.3	24,300	4,000	8,500	22,600	3,700	5,000
17	和水町	6.0	2.0	1.1	36.0	6.3	9.0	17,200	5,200	7,000	21,000	5,200	4,400
18	南関町	8.0	3.2	2.1	30.5	4.5	5.1	25,700	8,200	8,100	25,400	7,100	5,400
19	長洲町	8.1	3.8	3.2	30.0	4.2	4.9	25,500	8,600	10,800	23,500	8,400	6,200
20	大津町	8.0	2.5	1.7	0.0	0.0	0.0	27,100	7,000	9,100	25,000	6,500	6,400
21	菊陽町	8.0	2.5	2.0	0.0	0.0	0.0	28,000	8,000	10,000	25,000	7,000	7,000
22	南小国町	7.5	2.0	1.5	35.0	9.0	0.0	23,000	6,000	11,000	27,000	7,000	0
23	小国町	7.0	1.5	1.8	27.2	6.8	0.0	20,500	4,500	14,000	23,000	5,000	0
24	産山村	7.3	2.1	1.5	38.0	10.0	0.0	23,000	7,000	11,000	23,000	8,000	0
25	高森町	8.0	2.0	1.5	0.0	0.0	0.0	23,000	5,000	11,000	23,000	6,000	0
26	南阿蘇村	9.5	2.1	1.5	0.0	0.0	0.0	25,700	7,000	12,500	27,400	7,500	0
27	西原村	8.7	2.2	2.1	0.0	0.0	0.0	29,200	8,000	14,500	24,300	6,900	0
28	御船町	6.5	2.8	1.3	30.0	15.0	10.0	20,000	9,000	7,000	22,000	10,000	4,000
29	嘉島町	7.0	2.1	1.4	28.0	8.0	5.7	31,000	10,000	8,000	31,000	9,000	5,000
30	益城町	7.3	2.2	1.9	20.0	0.0	0.0	23,000	7,000	10,000	26,000	7,000	0
31	甲佐町	8.0	3.0	1.5	38.0	14.0	9.0	28,000	10,000	8,000	26,000	8,000	4,000
32	山都町	7.8	2.2	2.2	38.2	12.9	13.2	26,450	8,000	11,750	25,160	6,500	7,150
33	氷川町	6.4	1.8	1.4	28.0	8.0	7.0	20,700	6,500	7,100	26,100	6,200	5,200
34	芦北町	5.9	2.0	0.9	37.0	13.0	7.0	16,700	5,800	5,500	19,800	7,000	3,200
35	津奈木町	6.6	3.3	0.8	35.0	15.0	15.0	15,000	7,000	4,200	15,000	8,000	5,200
36	錦町	10.2	2.3	1.8	0.0	0.0	0.0	27,500	5,500	7,500	25,000	6,500	5,000
37	あさぎり町	10.5	3.5	2.2	0.0	0.0	0.0	24,000	8,000	8,000	33,000	8,000	8,000
38	多良木町	9.5	2.4	2.8	0.0	0.0	0.0	26,000	6,500	11,000	24,000	6,000	7,000
39	湯前町	9.7	2.5	2.1	0.0	0.0	0.0	26,000	6,500	8,500	21,000	5,500	5,000
40	水上村	7.0	2.2	1.8	22.0	8.0	6.0	18,000	5,000	6,500	18,000	6,000	5,500
41	相良村	9.3	2.5	2.3	0.0	0.0	0.0	25,000	7,000	9,000	24,000	5,300	5,500
42	五木村	7.0	2.3	2.0	0.0	0.0	0.0	15,000	6,000	6,000	13,000	5,000	5,000
43	山江村	10.0	2.2	2.8	0.0	0.0	0.0	22,500	6,000	8,000	30,000	4,000	6,500
44	球磨村	10.4	3.5	2.2	6.0	2.0	8.0	18,000	6,000	8,500	22,000	7,000	5,500
45	苓北町	5.6	2.0	1.9	28.0	9.0	13.0	19,000	6,200	9,000	14,000	5,800	5,200

出典: 国民健康保険事業年報(厚生労働省)

## (7) 保険料(税)収納率の推移(現年度・一般被保険者分)

(単位:%)

番号	市町村名	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
1	熊本市	87.03	87.09	87.29	87.76	87.55
2	八代市	92.81	92.85	92.89	92.55	92.75
3	人吉市	87.29	86.97	86.87	88.23	88.31
4	荒尾市	90.98	89.93	89.49	91.20	91.75
5	水俣市	92.46	93.96	95.97	96.41	97.50
6	玉名市	91.36	92.16	92.04	92.71	93.24
7	天草市	93.67	94.38	95.01	94.88	95.95
8	山鹿市	90.21	90.88	91.68	91.34	91.69
9	菊池市	88.55	87.97	88.23	89.86	90.64
10	宇土市	93.19	92.78	93.16	92.67	92.48
11	上天草市	90.52	91.80	92.81	94.16	94.46
12	宇城市	91.21	91.68	92.14	94.83	95.80
13	阿蘇市	91.92	92.41	92.23	92.07	90.59
14	合志市	91.17	90.70	91.99	92.52	93.35
15	美里町	94.74	95.03	95.51	96.50	97.04
16	玉東町	95.24	95.89	95.26	95.91	94.97
17	和水町	96.34	96.22	96.11	96.37	96.18
18	南関町	93.80	94.48	96.42	96.42	96.73
19	長洲町	94.61	94.54	94.45	93.85	94.02
20	大津町	92.72	92.78	93.34	92.94	92.16
21	菊陽町	91.67	90.11	89.26	89.43	90.56
22	南小国町	94.05	95.17	96.13	94.31	94.13
23	小国町	96.98	96.85	96.73	96.37	95.94
24	産山村	96.81	98.40	98.62	97.22	97.72
25	高森町	93.42	94.35	95.57	94.23	94.37
26	南阿蘇村	92.62	92.38	92.89	91.77	90.73
27	西原村	92.04	93.88	93.38	95.23	95.72
28	御船町	92.26	92.01	92.14	93.66	93.41
29	嘉島町	93.01	93.90	94.35	95.64	94.02
30	益城町	88.25	92.04	92.06	93.99	93.77
31	甲佐町	92.37	92.68	94.57	95.57	94.76
32	山都町	94.76	95.37	95.30	95.85	95.30
33	氷川町	95.38	95.49	96.22	95.64	95.10
34	芦北町	94.35	94.81	94.44	94.81	94.74
35	津奈木町	94.97	95.28	96.59	96.64	95.48
36	錦町	94.88	95.22	95.30	95.70	96.28
37	あさぎり町	95.40	95.87	96.57	96.15	96.52
38	多良木町	91.68	91.13	92.32	91.56	92.11
39	湯前町	96.30	95.52	96.05	95.14	96.65
40	水上村	96.60	96.06	96.80	97.06	96.59
41	相良村	91.17	91.37	93.16	93.62	91.89
42	五木村	99.90	97.11	97.99	100.00	100.00
43	山江村	93.29	92.99	92.13	92.99	94.90
44	球磨村	93.57	94.07	94.11	95.06	94.19
45	苓北町	99.04	98.79	98.73	99.37	98.98
	県平均	90.02	90.21	90.48	90.98	91.11

出典:熊本県国民健康保険事業状況報告書(厚生労働省)



## (8) 保険料(税)の収納額の状況(平成27年度)

(単位:千円)

番号	市町村名	現年分					滞納繰越分					計				
		調定額	収納額	不納欠損額	未収額	居所不明分調定額	調定額	収納額	不納欠損額	未収額	居所不明分調定額	調定額	収納額	不納欠損額	未収額	居所不明分調定額
市町村計	平成23年度	46,007,300	41,591,990	2,031	4,413,279	59,623	17,288,393	1,949,360	2,269,601	13,069,432	1,310	63,295,693	43,541,350	2,271,633	17,482,710	60,933
	平成24年度	46,221,511	41,830,200	2,454	4,388,858	64,815	17,175,033	1,884,322	2,360,565	12,930,146	2,336	63,396,544	43,714,522	2,363,018	17,319,004	67,151
	平成25年度	46,001,431	41,731,440	1,497	4,268,495	58,014	16,982,197	1,917,242	3,356,344	11,708,611	1,653	62,983,629	43,648,682	3,357,841	15,977,106	59,667
	平成26年度	44,547,899	40,624,584	2,467	3,920,848	25,761	15,690,043	2,095,699	2,842,658	10,751,686	1,237	60,237,942	42,720,283	2,845,125	14,672,534	26,998
	平成27年度	43,291,671	39,521,041	3,024	3,767,606	507	14,365,556	2,177,096	2,177,175	10,011,284	363	57,657,226	41,698,138	2,180,199	13,778,890	870
1	熊本市	16,967,273	14,881,671	488	2,085,114	0	6,049,789	665,518	1,590,758	3,793,513	0	23,017,062	15,547,189	1,591,247	5,878,626	0
2	八代市	3,295,404	3,060,058	1,960	233,385	202	905,210	123,492	133,450	648,268	363	4,200,614	3,183,550	135,410	881,654	565
3	人吉市	809,331	717,350	0	91,982	0	541,213	55,123	60,562	425,528	0	1,350,544	772,473	60,562	517,509	0
4	荒尾市	1,117,503	1,026,912	110	90,480	0	447,073	102,185	20,701	324,187	0	1,564,575	1,129,098	20,810	414,667	0
5	水俣市	422,240	411,826	0	10,414	0	79,152	23,885	3,484	51,783	0	501,392	435,711	3,484	62,197	0
6	玉名市	1,825,418	1,704,787	85	120,546	305	684,791	113,267	47,871	523,654	0	2,510,209	1,818,054	47,956	644,200	305
7	天草市	1,917,122	1,841,697	140	75,285	0	365,815	86,308	39,872	239,635	0	2,282,936	1,928,005	40,012	314,920	0
8	山鹿市	1,493,759	1,371,544	0	122,215	0	311,508	110,982	25,197	175,330	0	1,805,267	1,482,526	25,197	297,545	0
9	菊池市	1,362,281	1,237,968	29	124,285	0	689,171	101,629	37,576	549,966	0	2,051,453	1,339,597	37,604	674,251	0
10	宇土市	818,834	759,229	0	59,605	0	232,513	40,264	24,494	167,756	0	1,051,347	799,493	24,494	227,360	0
11	上天草市	769,830	728,548	0	41,282	0	286,291	66,851	10,617	208,824	0	1,056,122	795,399	10,617	250,106	0
12	宇城市	1,778,743	1,704,482	0	74,261	0	528,813	99,057	0	429,756	0	2,307,556	1,803,539	0	504,016	0
13	阿蘇市	765,100	695,107	0	69,993	0	256,295	60,283	452	195,560	0	1,021,394	755,390	452	265,552	0
14	合志市	1,219,556	1,140,423	0	79,132	0	443,246	72,405	30,051	340,789	0	1,662,801	1,212,829	30,051	419,922	0
15	美里町	263,043	255,585	0	7,458	0	42,197	12,470	2,019	27,707	0	305,239	268,055	2,019	35,166	0
16	玉東町	132,541	126,262	0	6,279	0	12,938	5,240	0	7,698	0	145,479	131,501	0	13,978	0
17	和水町	222,045	213,913	0	8,132	0	29,191	6,674	0	22,517	0	251,236	220,587	0	30,649	0
18	南関町	233,594	225,941	0	7,653	0	50,920	9,065	5,270	36,585	0	284,514	235,006	5,270	44,238	0
19	長洲町	399,971	377,141	0	22,829	0	136,593	16,649	16,968	102,976	0	536,564	393,790	16,968	125,806	0
20	大津町	618,841	572,970	0	45,871	0	169,591	22,305	25,877	121,409	0	788,432	595,275	25,877	167,280	0
21	菊陽町	805,976	731,978	0	73,998	0	343,273	56,733	14,328	272,212	0	1,149,249	788,711	14,328	346,210	0
22	南小国町	131,806	124,077	0	7,729	0	32,631	10,687	0	21,943	0	164,437	134,765	0	29,673	0
23	小国町	214,448	205,792	0	8,656	0	23,753	6,472	4,673	12,608	0	238,201	212,264	4,673	21,265	0
24	産山村	52,261	51,107	61	1,093	0	3,357	662	392	2,302	0	55,617	51,769	453	3,395	0
25	高森町	178,815	168,999	0	9,816	0	71,729	12,697	0	59,032	0	250,543	181,695	0	68,848	0
26	南阿蘇村	352,058	319,829	0	32,229	0	120,914	20,700	6,834	93,380	0	472,972	340,529	6,834	125,609	0
27	西原村	195,363	187,277	0	8,085	0	43,669	10,669	819	32,181	0	239,032	197,946	819	40,267	0
28	御船町	433,053	404,269	24	28,760	0	85,566	27,822	5,595	52,149	0	518,619	432,091	5,619	80,909	0
29	嘉島町	238,063	224,298	0	13,765	0	36,806	10,909	3,571	22,325	0	274,868	235,206	3,571	36,091	0
30	益城町	779,172	732,273	0	46,899	0	370,658	58,708	18,929	293,021	0	1,149,830	790,981	18,929	339,920	0
31	甲佐町	343,055	325,688	0	17,367	0	144,003	13,985	11,214	118,805	0	487,058	339,672	11,214	136,172	0
32	山都町	567,078	540,916	95	26,068	0	166,862	31,402	6,714	128,745	0	733,940	572,318	6,809	154,813	0
33	氷川町	430,896	410,092	31	20,773	0	65,794	14,189	4,143	47,462	0	496,689	424,280	4,174	68,235	0
34	芦北町	332,080	315,235	0	16,845	0	118,060	20,377	14,392	83,292	0	450,140	335,611	14,392	100,137	0
35	津奈木町	87,215	83,535	0	3,680	0	29,470	3,679	0	25,791	0	116,685	87,214	0	29,471	0
36	錦町	283,291	273,061	0	10,229	0	75,619	14,149	2,037	59,433	0	358,910	287,210	2,037	69,663	0
37	あさぎり町	520,998	503,471	0	17,527	0	101,238	24,492	0	76,745	0	622,235	527,963	0	94,272	0
38	多良木町	299,410	276,327	0	23,084	0	101,553	19,944	1,694	79,915	0	400,964	296,271	1,694	102,998	0
39	湯前町	108,433	104,933	0	3,500	0	28,809	4,945	1,992	21,872	0	137,241	109,877	1,992	25,372	0
40	水上村	48,780	47,173	0	1,606	0	5,902	1,599	0	4,304	0	54,682	48,772	0	5,910	0
41	相良村	120,703	110,993	0	9,710	0	67,289	6,826	130	60,333	0	187,992	117,819	130	70,044	0
42	五木村	20,980	20,980	0	0	0	692	692	0	0	0	21,672	21,672	0	0	0
43	山江村	76,432	72,617	0	3,815	0	32,080	4,745	2,382	24,954	0	108,512	77,362	2,382	28,769	0
44	球磨村	84,114	79,481	0	4,633	0	18,379	3,726	2,119	12,534	0	102,493	83,206	2,119	17,167	0
45	葦北町	154,766	153,230	0	1,536	0	15,139	2,634	0	12,505	0	169,904	155,863	0	14,041	0

※端数処理の関係で表中の計算が合わないことがある。

出典:熊本県国民健康保険事業状況報告書

## (9) レセプト2次点検の実施状況

番号	市町村名	H25年度		H26年度		H27年度	
		内容点検効果額(円)	内容点検効果率(%)	内容点検効果額(円)	内容点検効果率(%)	内容点検効果額(円)	内容点検効果率(%)
1	熊本市	91	0.03	129	0.04	257	0.08
2	八代市	285	0.10	256	0.09	283	0.09
3	人吉市	758	0.25	354	0.11	624	0.19
4	荒尾市	251	0.07	199	0.05	639	0.16
5	水俣市	418	0.10	421	0.10	466	0.10
6	玉名市	444	0.15	332	0.11	407	0.13
7	天草市	328	0.10	483	0.14	407	0.12
8	山鹿市	204	0.07	570	0.19	303	0.09
9	菊池市	247	0.08	241	0.08	428	0.14
10	宇土市	420	0.15	314	0.11	346	0.11
11	上天草市	559	0.18	501	0.15	445	0.13
12	宇城市	837	0.30	353	0.11	439	0.14
13	阿蘇市	236	0.08	153	0.05	542	0.17
14	合志市	297	0.10	378	0.12	373	0.11
15	美里町	360	0.12	222	0.07	240	0.07
16	玉東町	211	0.08	131	0.04	55	0.02
17	和水町	216	0.08	281	0.09	242	0.08
18	南関町	253	0.07	297	0.09	332	0.09
19	長洲町	147	0.04	240	0.07	288	0.08
20	大津町	325	0.12	388	0.14	464	0.15
21	菊陽町	1576	0.59	244	0.09	590	0.21
22	南小国町	393	0.15	208	0.08	452	0.18
23	小国町	292	0.12	281	0.12	291	0.11
24	産山村	285	0.12	1248	0.64	179	0.07
25	高森町	194	0.07	247	0.08	113	0.04
26	南阿蘇村	307	0.11	133	0.05	137	0.05
27	西原村	204	0.08	109	0.04	161	0.05
28	御船町	181	0.06	261	0.09	300	0.10
29	嘉島町	301	0.10	411	0.14	308	0.09
30	益城町	288	0.11	239	0.09	200	0.08
31	甲佐町	122	0.04	291	0.10	199	0.06
32	山都町	414	0.14	482	0.16	290	0.09
33	氷川町	136	0.05	459	0.16	271	0.09
34	芦北町	570	0.14	578	0.14	520	0.12
35	津奈木町	612	0.16	643	0.16	607	0.14
36	錦町	433	0.15	168	0.06	332	0.10
37	あさぎり町	250	0.09	268	0.09	124	0.04
38	多良木町	606	0.24	275	0.11	304	0.11
39	湯前町	407	0.17	232	0.09	294	0.10
40	水上村	243	0.09	1487	0.54	191	0.07
41	相良村	448	0.17	810	0.26	836	0.25
42	五木村	674	0.19	302	0.09	182	0.04
43	山江村	113	0.04	2060	0.61	121	0.04
44	球磨村	397	0.11	655	0.19	540	0.15
45	苓北町	930	0.29	189	0.06	272	0.07
県平均		287	0.10	266	0.09	333	0.10
全国平均		482	0.19	467	0.18	448	0.16

出典: 国民健康保険事業の実施状況報告(厚生労働省)



## (10) 特定健康診査実施率の推移

(単位:人)

番号	市町村	H23年度			H24年度			H25年度			H26年度			H27年度		
		対象者数	受診者数	実施率	対象者数	受診者数	実施率	対象者数	受診者数	実施率	対象者数	受診者数	実施率	対象者数	受診者数	実施率
1	熊本市	120,226	31,022	25.8%	118,294	31,918	27.0%	118,238	31,663	26.8%	116,908	32,812	28.1%	114,650	31,464	27.4%
2	八代市	27,573	9,164	33.2%	27,243	9,217	33.8%	26,949	8,763	32.5%	26,395	8,649	32.8%	25,754	8,638	33.5%
3	人吉市	6,848	2,226	32.5%	6,712	2,579	38.4%	6,633	2,661	40.1%	6,510	2,580	39.6%	6,238	2,497	40.0%
4	荒尾市	10,620	2,668	25.1%	10,574	3,122	29.5%	10,546	3,430	32.5%	10,408	3,281	31.5%	10,164	3,350	33.0%
5	水俣市	5,507	1,199	21.8%	5,486	1,205	22.0%	5,387	1,293	24.0%	5,284	1,523	28.8%	5,120	1,589	31.0%
6	玉名市	14,332	4,374	30.5%	14,062	4,625	32.9%	13,786	4,601	33.4%	13,568	4,610	34.0%	13,176	4,814	36.5%
7	天草市	21,062	7,510	35.7%	20,521	7,391	36.0%	20,014	7,507	37.5%	19,597	7,440	38.0%	18,905	7,148	37.8%
8	山鹿市	11,935	4,320	36.2%	11,575	4,426	38.2%	11,589	4,424	38.2%	11,503	4,381	38.1%	11,042	4,497	40.7%
9	菊池市	10,338	3,299	31.9%	10,157	3,052	30.0%	10,023	3,249	32.4%	9,731	2,949	30.3%	9,458	2,866	30.3%
10	宇土市	7,306	2,387	32.7%	7,203	2,897	40.2%	7,130	2,545	35.7%	6,951	2,407	34.6%	6,752	2,343	34.7%
11	上天草市	7,362	2,045	27.8%	7,112	1,907	26.8%	6,891	1,792	26.0%	6,612	1,729	26.1%	6,399	1,765	27.6%
12	宇城市	13,056	4,583	35.1%	12,865	4,414	34.3%	12,820	4,616	36.0%	12,473	4,440	35.6%	12,161	4,510	37.1%
13	阿蘇市	5,996	2,389	39.8%	5,717	2,202	38.5%	5,650	2,342	41.5%	5,626	2,382	42.3%	5,415	2,441	45.1%
14	合志市	8,468	2,771	32.7%	8,605	2,689	31.2%	8,623	2,666	30.9%	8,601	2,725	31.7%	8,501	2,656	31.2%
15	美里町	2,645	1,146	43.3%	2,560	1,105	43.2%	2,527	1,077	42.6%	2,461	1,091	44.3%	2,336	1,179	50.5%
16	玉東町	1,277	673	52.7%	1,244	631	50.7%	1,198	651	54.3%	1,165	598	51.3%	1,150	573	49.8%
17	和水町	2,484	1,426	57.4%	2,433	1,462	60.1%	2,362	1,508	63.8%	2,293	1,460	63.7%	2,202	1,462	66.4%
18	南関町	2,106	972	46.2%	2,095	924	44.1%	2,004	828	41.3%	1,944	789	40.6%	1,888	872	46.2%
19	長洲町	3,127	1,081	34.6%	3,123	1,058	33.9%	3,078	1,063	34.5%	3,129	1,218	38.9%	3,152	1,249	39.6%
20	大津町	4,577	1,849	40.4%	4,510	1,856	41.2%	4,538	1,818	40.1%	4,488	1,753	39.1%	4,346	1,775	40.8%
21	菊陽町	5,294	1,861	35.2%	5,269	1,892	35.9%	5,406	1,949	36.1%	5,346	2,016	37.7%	5,217	1,993	38.2%
22	南小国町	1,123	548	48.8%	1,128	540	47.9%	1,084	515	47.5%	1,063	520	48.9%	1,047	516	49.3%
23	小国町	2,086	879	42.1%	2,048	865	42.2%	2,008	882	43.9%	1,939	828	42.7%	1,887	843	44.7%
24	産山村	402	254	63.2%	372	236	63.4%	365	231	63.3%	361	230	63.7%	364	221	60.7%
25	高森町	1,754	738	42.1%	1,750	817	46.7%	1,709	743	43.5%	1,662	784	47.2%	1,597	792	49.6%
26	南阿蘇村	2,873	1,252	43.6%	2,853	1,226	43.0%	2,894	1,150	39.7%	2,849	1,144	40.2%	2,809	1,186	42.2%
27	西原村	1,276	687	53.8%	1,272	716	56.3%	1,259	694	55.1%	1,277	718	56.2%	1,275	675	52.9%
28	御船町	3,698	1,479	40.0%	3,692	1,570	42.5%	3,677	1,691	46.0%	3,621	1,678	46.3%	3,553	1,647	46.4%
29	嘉島町	1,539	765	49.7%	1,492	760	50.9%	1,459	752	51.5%	1,454	729	50.1%	1,398	740	52.9%
30	益城町	6,209	2,053	33.1%	6,196	2,097	33.8%	6,205	2,141	34.5%	6,075	2,205	36.3%	5,920	2,255	38.1%
31	甲佐町	2,562	1,008	39.3%	2,488	1,056	42.4%	2,446	1,017	41.6%	2,369	1,055	44.5%	2,273	1,032	45.4%
32	山都町	4,884	2,816	57.7%	4,691	2,774	59.1%	4,561	2,734	59.9%	4,323	2,566	59.4%	4,225	2,526	59.8%
33	水川町	3,378	1,302	38.5%	3,313	1,261	38.1%	3,247	1,263	38.9%	3,204	1,338	41.8%	3,142	1,455	46.3%
34	芦北町	4,348	1,470	33.8%	4,274	1,481	34.7%	4,185	1,433	34.2%	4,043	1,329	32.9%	3,859	1,316	34.1%
35	津奈木町	1,165	308	26.4%	1,138	320	28.1%	1,137	367	32.3%	1,106	408	36.9%	1,065	425	39.9%
36	錦町	2,171	1,048	48.3%	2,156	1,101	51.1%	2,157	1,107	51.3%	2,077	1,237	59.6%	2,026	1,232	60.8%
37	あさぎり町	3,656	2,107	57.6%	3,582	2,100	58.6%	3,493	2,077	59.5%	3,426	1,967	57.4%	3,324	1,915	57.6%
38	多良木町	2,546	1,279	50.2%	2,472	1,112	45.0%	2,417	1,072	44.4%	2,330	1,120	48.1%	2,236	1,286	57.5%
39	湯前町	1,011	524	51.8%	972	506	52.1%	962	453	47.1%	926	437	47.2%	904	440	48.7%
40	水上村	590	316	53.6%	565	304	53.8%	553	297	53.7%	535	272	50.8%	511	270	52.8%
41	相良村	1,111	626	56.3%	1,078	672	62.3%	1,073	660	61.5%	1,009	609	60.4%	970	585	60.3%
42	五木村	279	186	66.7%	253	181	71.5%	247	179	72.5%	244	183	75.0%	231	177	76.6%
43	山江村	747	385	51.5%	725	471	65.0%	716	472	65.9%	707	461	65.2%	662	460	69.5%
44	球磨村	927	475	51.2%	881	445	50.5%	854	439	51.4%	827	449	54.3%	805	441	54.8%
45	苓北町	1,811	851	47.0%	1,747	835	47.8%	1,669	761	45.6%	1,668	788	47.2%	1,620	806	49.8%
	計	344,285	112,321	32.6%	338,498	114,018	33.7%	335,769	113,576	33.8%	330,088	113,888	34.5%	321,729	112,922	35.1%

出典:国保・高齢者医療課調べ

## (11) 特定保健指導実施率の推移

(単位:人)

番号	市町村名	H23年度			H24年度			H25年度			H26年度			H27年度		
		対象者数	終了者数	実施率	対象者数	終了者数	実施率	対象者数	終了者数	実施率	対象者数	終了者数	実施率	対象者数	終了者数	実施率
1	熊本市	4,395	740	16.8%	4,355	695	16.0%	4,187	657	15.7%	4,391	575	13.1%	4,052	572	14.1%
2	八代市	1,327	559	42.1%	1,258	572	45.5%	1,155	566	49.0%	1,124	586	52.1%	1,087	550	50.6%
3	人吉市	262	58	22.1%	292	53	18.2%	277	82	29.6%	281	96	34.2%	277	35	12.6%
4	荒尾市	329	43	13.1%	385	59	15.3%	394	65	16.5%	435	39	9.0%	437	134	30.7%
5	水俣市	125	62	49.6%	129	56	43.4%	119	50	42.0%	130	60	46.2%	130	46	35.4%
6	玉名市	610	44	7.2%	591	202	34.2%	607	288	47.4%	585	410	70.1%	710	514	72.4%
7	天草市	1,087	318	29.3%	992	304	30.6%	934	271	29.0%	899	307	34.1%	899	407	45.3%
8	山鹿市	552	443	80.3%	582	491	84.4%	545	460	84.4%	552	403	73.0%	548	496	90.5%
9	菊池市	483	102	21.1%	484	95	19.6%	501	86	17.2%	433	160	37.0%	393	195	49.6%
10	宇土市	458	174	38.0%	479	188	39.2%	378	188	49.7%	365	131	35.9%	349	109	31.2%
11	上天草市	336	122	36.3%	246	119	48.4%	202	138	68.3%	212	113	53.3%	214	79	36.9%
12	宇城市	650	321	49.4%	588	281	47.8%	605	269	44.5%	562	244	43.4%	585	278	47.5%
13	阿蘇市	342	160	46.8%	326	210	64.4%	298	236	79.2%	297	216	72.7%	337	247	73.3%
14	合志市	373	153	41.0%	384	166	43.2%	314	120	38.2%	308	142	46.1%	311	127	40.8%
15	美里町	160	108	67.5%	171	128	74.9%	155	94	60.6%	146	101	69.2%	150	121	80.7%
16	玉東町	88	54	61.4%	90	56	62.2%	90	46	51.1%	84	45	53.6%	97	48	49.5%
17	和水町	178	124	69.7%	170	154	90.6%	144	98	68.1%	141	101	71.6%	149	119	79.9%
18	南関町	129	38	29.5%	94	37	39.4%	76	26	34.2%	76	27	35.5%	100	31	31.0%
19	長洲町	173	60	34.7%	153	91	59.5%	156	62	39.7%	167	59	35.3%	172	66	38.4%
20	大津町	242	94	38.8%	245	107	43.7%	237	124	52.3%	213	93	43.7%	216	70	32.4%
21	菊陽町	271	80	29.5%	263	83	31.6%	247	63	25.5%	284	72	25.4%	259	62	23.9%
22	南小国町	72	15	20.8%	73	16	21.9%	58	23	39.7%	67	41	61.2%	57	34	59.6%
23	小国町	131	56	42.7%	120	55	45.8%	104	48	46.2%	109	53	48.6%	83	37	44.6%
24	産山村	27	13	48.1%	34	9	26.5%	24	16	66.7%	25	12	48.0%	28	10	35.7%
25	高森町	117	15	12.8%	125	36	28.8%	105	45	42.9%	98	45	45.9%	106	42	39.6%
26	南阿蘇村	146	62	42.5%	146	69	47.3%	126	85	67.5%	131	71	54.2%	142	64	45.1%
27	西原村	100	37	37.0%	118	45	38.1%	93	35	37.6%	109	49	45.0%	94	44	46.8%
28	御船町	202	116	58.4%	193	89	46.1%	186	136	73.1%	196	137	69.9%	219	108	49.3%
29	嘉島町	101	17	16.8%	111	58	52.3%	88	38	43.2%	75	32	42.7%	84	26	31.0%
30	益城町	254	102	40.2%	239	117	49.0%	229	105	45.9%	226	127	56.2%	245	63	25.7%
31	甲佐町	143	73	51.0%	141	59	41.8%	132	45	34.1%	132	63	47.7%	116	61	52.6%
32	山都町	320	153	47.8%	311	179	57.6%	288	165	57.3%	238	125	52.5%	222	152	68.5%
33	氷川町	214	70	32.7%	193	92	47.7%	200	81	40.5%	188	85	45.2%	197	117	59.4%
34	芦北町	227	43	18.9%	219	47	21.5%	187	50	26.7%	167	45	26.9%	182	57	31.3%
35	津奈木町	33	14	42.4%	41	17	41.5%	47	20	42.6%	42	24	57.1%	40	20	50.0%
36	錦町	120	17	14.2%	137	68	49.6%	140	79	56.4%	143	88	61.5%	130	111	85.4%
37	あさぎり町	255	70	27.5%	241	106	44.0%	201	116	57.7%	177	109	61.6%	201	121	60.2%
38	多良木町	148	28	18.9%	128	22	17.2%	126	27	21.4%	134	49	36.6%	159	41	25.8%
39	湯前町	51	15	29.4%	53	14	26.4%	52	19	36.5%	43	9	20.9%	49	7	14.3%
40	水上村	56	5	8.9%	43	3	7.0%	42	14	33.3%	38	16	42.1%	43	12	27.9%
41	相良村	59	42	71.2%	76	41	53.9%	80	51	63.8%	79	52	65.8%	46	32	69.6%
42	五木村	20	9	45.0%	21	13	61.9%	23	14	60.9%	23	15	65.2%	21	15	71.4%
43	山江村	39	14	35.9%	60	37	61.7%	55	34	61.8%	64	35	54.7%	42	24	57.1%
44	球磨村	64	35	54.7%	63	49	77.8%	60	46	76.7%	43	36	83.7%	45	38	84.4%
45	苓北町	113	38	33.6%	92	45	48.9%	84	52	61.9%	92	52	56.5%	93	41	44.1%
	計	15,582	4,918	31.6%	15,255	5,433	35.6%	14,351	5,333	37.2%	14,324	5,350	37.3%	14,116	5,583	39.6%

出典: 国保・高齢者医療課調べ



発行者:熊本県  
所属:国保・高齢者医療課  
発行年度:平成29年度